



新型コロナウイルスワクチンの 接種体制の構築について

令和3年1月29日
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約(集合契約)
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考)接種施設における実務 など

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
 - i. **新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計**
 - ii. ワクチンの流通、保管

2. ワクチン接種の委託契約(集合契約)

3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考)接種施設における実務 など

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計について

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ **厚生労働大臣の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、**接種体制・流通体制を速やかに整備**する。

接種場所の原則と例外

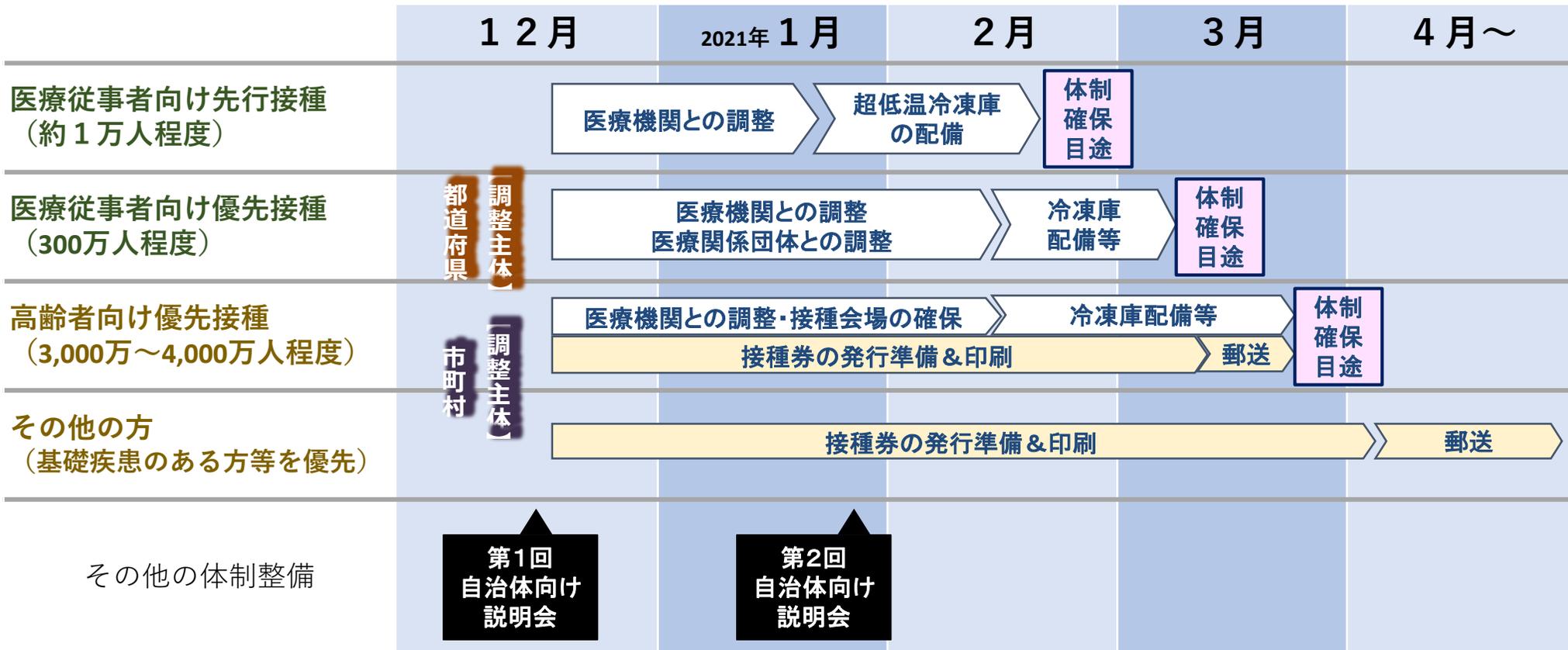
- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は**原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種**を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、**やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種**を受けることができることとする。

接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、**医療機関、市町村が設ける会場**いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの**接種可能人数を可能な限り多くする必要**がある。

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。

接種順位の上位に位置づける者の規模の推計(万人)

医療従事者等
約400

高齢者
約3600

基礎疾患を有する者
約820

高齢者施設等の従事者
約200

60~64歳
約750

合計
約5770万人

予診票の様式で確認

医療従事者等への接種(※1)

高齢者への
クーポン配布

予診票の記載で確認

高齢者への接種(※2)

高齢者以外への
クーポン配布

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

予診票の記載で確認
(自己申告)

基礎疾患を有する者
(高齢者以外)への接種(※3)

高齢者施設等の従事者への接種(※4)

60~64歳の者(※5)

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

※1

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
- ・ 医療従事者については市町村からのクーポン配布によらずに接種できる仕組みを検討中

※2

- ・ 令和3年度中に65歳以上に達する人
- ・ ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化が必要な場合がある

※3

- 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方
 - 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病(ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。)
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - 染色体異常
 - 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - 睡眠時無呼吸症候群
- 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

※4

- ・ 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員

※5

- ・ ワクチンの供給量による

○新型コロナワクチンの予防接種の実施計画を各市町村において検討し、策定する。

地域の実情により様々な接種体制の構築が考えられる

特設会場における
接種の体制確保

特設会場における接
種と医療機関での接
種を併せた体制確保

医療機関での接種を
中心とした
体制確保

いずれの場合でも、人口に見合ったペースでの接種に
必要な体制の確保を図るよう、各自治体において準備を行う

※冷凍保存のワクチンについては、ディープフリーザーの配置場所を並行して検討する必要がある。

- ディープフリーザーは国で調達することから、各自治体の配置予定場所について、決定状況を毎月国に報告。
 - ・ 1月28日まで→少なくとも、2月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 2月18日まで→少なくとも、3月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 3月中旬まで→少なくとも、4月設置分の配置場所について決定が必要

注：翌々月以降設置分の配置場所については、決定している範囲で登録する(未定での登録も可能)。

整備の目標とする接種体制の規模（具体例）

○ 人口10万人、高齢化率27%の自治体の場合、

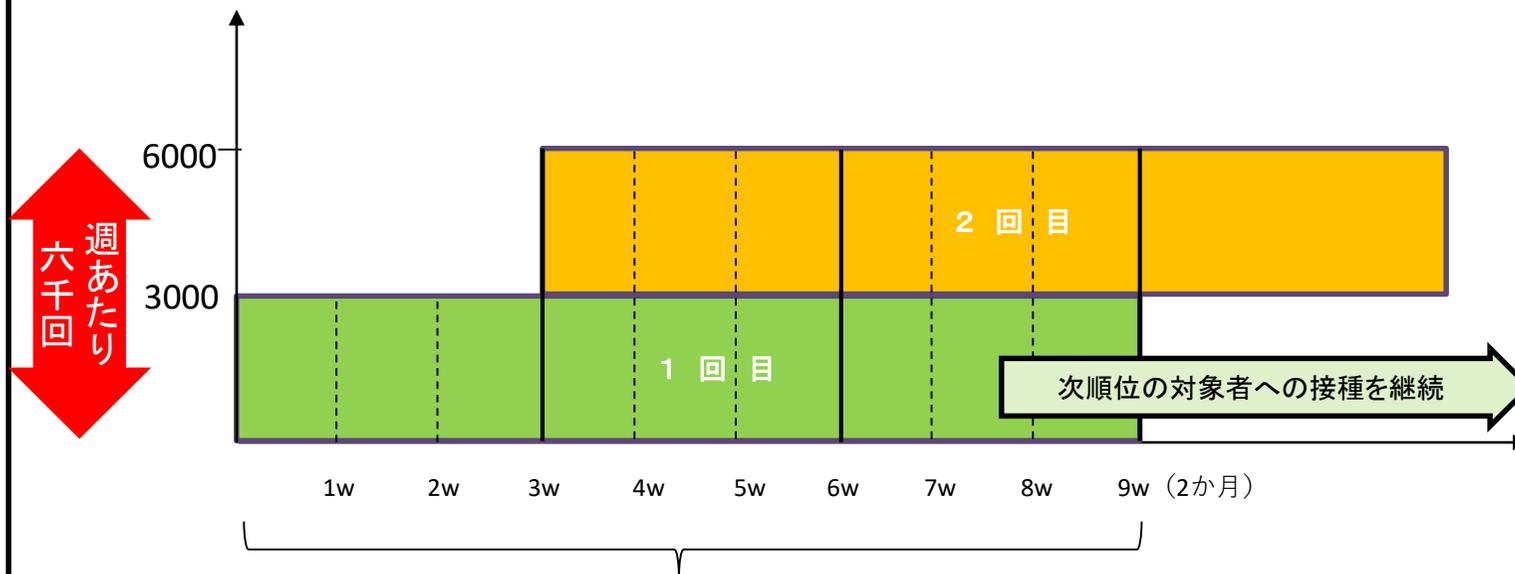
$$\frac{\text{人口 } 10\text{万人} \times \text{高齢化率 } 0.27}{(65\text{歳以上の人口 } 2.7\text{万人})} \div 9\text{週間} \times 2 = \text{週あたりの接種回数 } 6\text{千回}$$

(2回接種)

高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できる体制

人口10万人、高齢化率27%の場合

週あたり6千回の接種ができる体制が必要



65歳以上の高齢者に相当する人数に、
2か月で1回目の接種を実施することを想定

ファイザー社のワクチンの取り扱い

- 基本型接種施設は、ディープフリーザー又はドライアイス入り保冷ボックスでワクチンを管理する。
- サテライト型接種施設への移送とサテライト型接種施設での保管は冷蔵で行う。



基本型接種施設

(ディープフリーザー設置)

- ワクチンが届き次第ディープフリーザーに格納

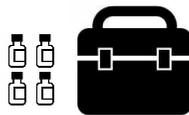


基本型接種施設

(ドライアイス入り保冷ボックスで管理)

- 詰め替え用ドライアイスが2回届く
- 換気がよく広い部屋に保冷ボックスを設置
- 外箱の開閉は1回3分以内、1日2回まで

ワクチンを冷蔵で移送



サテライト型接種施設

(冷蔵庫で保管)

- ワクチンを冷蔵庫に移して保管する。
- 基本型接種施設でディープフリーザーから取り出してから5日以内に接種を完了する。
- 基本型から提供される情報提供シートを用いてワクチンの管理を行う。

〈基本型接種施設記入欄〉		〈サテライト型接種施設記入欄〉		
基本型接種施設名:		冷蔵保管期限: 令和 年 月 日		
受け渡し先のサテライト型接種施設名:		午前・午後 時 分		
受け渡した日付:	令和 年 月 日	使用日	使用本数	残り本数
超低温冷凍庫から取り出した時刻:	令和 年 月 日			
	午前・午後 時 分			
受け渡したバイアル数:	本			
受け渡したロット番号(製造番号):				

医療機関での接種モデル例（ファイザーのワクチンの住民への接種フェーズ）

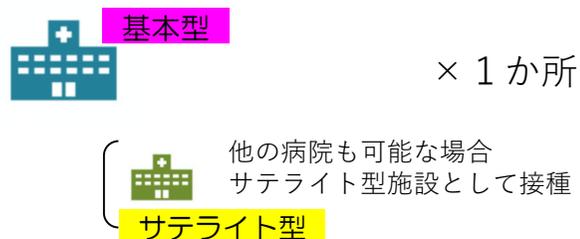
人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

※市内の病院5か所、診療所70か所と仮定。ディープフリーザー配分数7基と想定。

※ファイザーのワクチン配分量をピーク時で6千回分/週と想定。

※時期は体制確保の目途を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

① 病院での接種



- 2月中に基本型接種施設にディープフリーザーを設置、3月から医療従事者接種
- その後、できる限り引き続き住民への接種を実施する
- 基本型接種施設は必要に応じ、サテライト型の接種施設や、高齢者施設への接種協力診療所へのワクチン移送元となる
- その他の病院においては、可能な場合、サテライト型接種施設として接種を実施

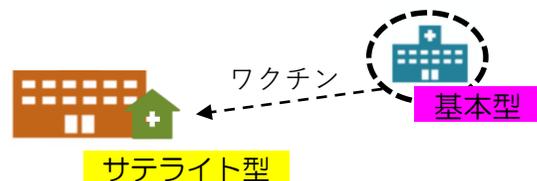
② 診療所グループでの接種



- 3月下旬ないし4月から、住民への接種を開始
- 3月から6月に基本型接種施設に順次ディープフリーザーが設置される（配置まではドライアイスで保管）
- 基本型接種施設へ冷凍でワクチンが配送され、基本型施設で保管する。基本型接種施設からサテライト型接種施設へは、その都度冷蔵でワクチンを移送
- ピーク時には、基本型接種施設に週あたり1箱（約1000回分）のワクチンが供給される計算となる。→配送からできるだけ1週間以内（最大2週間以内）にグループ内で無駄なく接種できるよう接種を分担

③ 高齢者施設への接種協力診療所等

施設併設の医療機関で接種が可能な場合



- 併設の医療機関が、サテライト型接種施設として登録し、基本型施設からワクチンを受け取って接種

施設併設の医療機関がない場合

施設併設の医療機関で接種ができない場合



- 接種に協力する医療機関が、サテライト型接種施設として登録し、基本型接種施設からワクチンを受け取って接種
- 施設毎に接種を行う医療機関を確保できるよう、必要に応じ市町村が地域医師会等の協力を得て調整する

接種へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 現在、市町村から、郡市区医師会や個別の医療機関に
 - 個別接種の委託のお願いや
 - 集団接種での医療従事者の従事をお願いを行っております。
- 円滑迅速に接種するためには、地域医師会・各医療機関のご協力をいただくことが必要不可欠です。
- 今回の新型コロナワクチン接種の重要性に鑑み、接種へのご協力を賜りますよう、なにとぞお願い申し上げます。

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
 - i. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計
 - ii. ワクチンの流通、保管
2. ワクチン接種の委託契約(集合契約)
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考)接種施設における実務 など

新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な物資・物流の確保について

- 今年前半までに全国民分の数量の確保を図るため、企業との交渉・研究開発支援を実施。これまで合計2億9,000万回分の供給について合意。
- ワクチン保管用に、マイナス75℃のディープフリーザー、マイナス20℃のディープフリーザーを確保。
各自治体の人口をもとに、可能な限り公平に割り当て。
- ワクチンの保冷ボックス用のドライアイス为国で一括調達、医療機関に供給予定。

ワクチン

- ・ 今年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図るべく、企業との交渉や研究開発支援を実施。
- ・ これまでに、合計3億1,400万回分（2回接種の場合、1億5,700万人分）の供給について合意。
- ・ メーカーから医療機関へ届けるための流通体制について、メーカーや卸業者と協議中。
- ・ 針・シリンジについては、国で保管倉庫を借り上げ、卸業者に委託して医療機関に届ける。

ディープフリーザー（冷凍庫）

- ・ 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に保管できるように、マイナス75℃のディープフリーザー、マイナス20℃のディープフリーザーをそれぞれ1万台確保。（台数を更新）
- ・ 国が確保した冷凍庫について、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

ドライアイス

- ・ 医療機関等では、ディープフリーザーでの保管の他に-75℃程度の超低温での保管を行うために、保冷ボックスとドライアイスを用いた保管が可能。
- ・ その際に必要となるドライアスを国が一括で調達し、医療機関等に供給することを検討中。

新型コロナウイルスの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.44億回分 (7千2百万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (1170回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたもので以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたもので以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で1170回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)

- ワクチン配送セット内箱には、バイアル箱が1つ入っており、195本のワクチンバイアルが入っています
- ワクチンバイアル1本で6回の接種分なので、合計で1170回接種分のワクチンが届きます

ワクチン配送セット
ワクチン書類キット
希釈用生理食塩液
接種用物品
その他の物品



名称	概要	
バイアル箱	<ul style="list-style-type: none"> • 内箱の中にバイアル箱が1つ入っています • バイアル箱の中に195本のワクチンバイアルが入っています 	
ワクチンバイアル	<ul style="list-style-type: none"> • ワクチンバイアル1本で6回の接種ができます • 1つのバイアル箱で合計で1170回の接種ができます 	

2. 接種運営 パート2：接種日の動き

2-4. バイアルを取り出し解凍 (3/3) ～保管箱・超低温冷凍庫で保管している場合の共通手順～

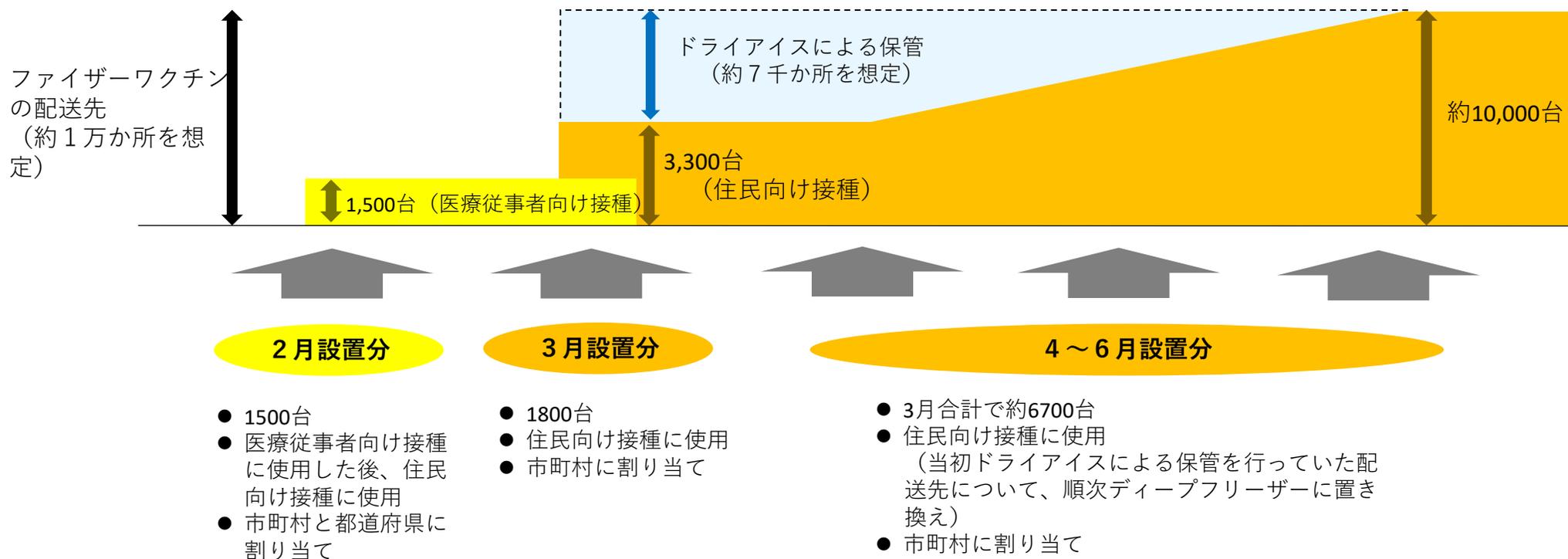
- ・ 冷蔵庫の場合は3時間以内、室温の場合は30分以内に解凍されます
- ・ いずれの場合も解凍後の保管期間にご注意ください

手順	イメージ
<p>2～8℃の冷蔵庫において、3時間以内に解凍されます</p> <p>※個々のバイアルをバイアル箱から取り出して解凍する場合、解凍時間は短くなります</p> <p>※冷蔵庫に入れてから、5日間以内に接種を完了させてください</p> <p>※超低温冷凍庫またはドライアイス入り配送箱から冷蔵庫に移した日時を各バイアルやトレーに明記するなどし、冷蔵保管期間を適切に管理してください</p>	
<p>(お急ぎの場合) 室温で30分以内に解凍することもできます</p> <p>※室温で解凍した後は、2時間以内に希釈を完了させてください</p>	

上記の一連の動作は、「ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト」にて動画で視聴いただけます。
(ホーム-> ワクチンの取り扱い -> ワクチンの取り扱い動画を参照ください)

マイナス75℃のディープフリーザーの設置について

- 国が約10,000台のディープフリーザーを確保・購入し、自治体に配分（譲渡）する。
 - ・2月末までに、1,500台を医療従事者等向け接種を行う施設に設置。
 - ・3月末までに、累計で3,300台を設置し住民への接種に使用。（この時点で、少なくとも各市町村に1台以上+人口による比例配分）
 - ・その後、6月末までに、累計で約10,000台を設置予定。
- 住民への接種開始後、ディープフリーザーの設置が完了するまでの当面の対応として、医療機関等でドライアイスによる保管を行う。
 - ※ディープフリーザーの設置完了後は、夏期になることを踏まえ、ドライアイスによる保管は行わない予定。



新型コロナウイルスワクチンの接種・流通の円滑化

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通にかかる混乱を回避するため、国や自治体がワクチンの配分量を決定。
予め地域毎にワクチンの流通を担当する卸業者を設定しておく。
- 関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムの構築等により、円滑な流通体制の構築や大規模な接種体制を実現。

ワクチンの分配

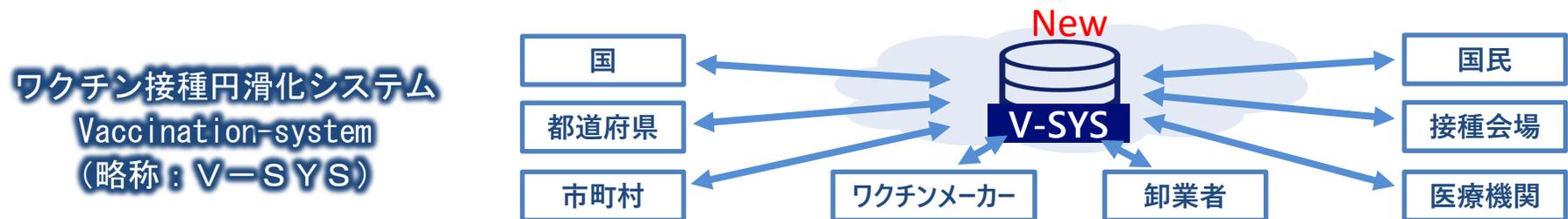
- 新型コロナワクチンについては、ワクチンの需要と供給を調整するため、医療機関から卸業者に対して発注するのではなく、国や自治体が配分量を決定し、医療機関等に納入する。
- 具体的には、国は都道府県別の配分量を調整・決定、都道府県は市町村別の配分量を調整・決定、市町村は医療機関等の接種会場別の配分量を調整・決定する。

卸売販売業者

- 複数の卸業者と取引のある医療機関が多く存在し、どの卸業者がどの医療機関にワクチンを納品するかで混乱が生じる可能性がある。
- そのため、予め地域毎に新型コロナワクチンの流通を担当する卸業者を設定する。

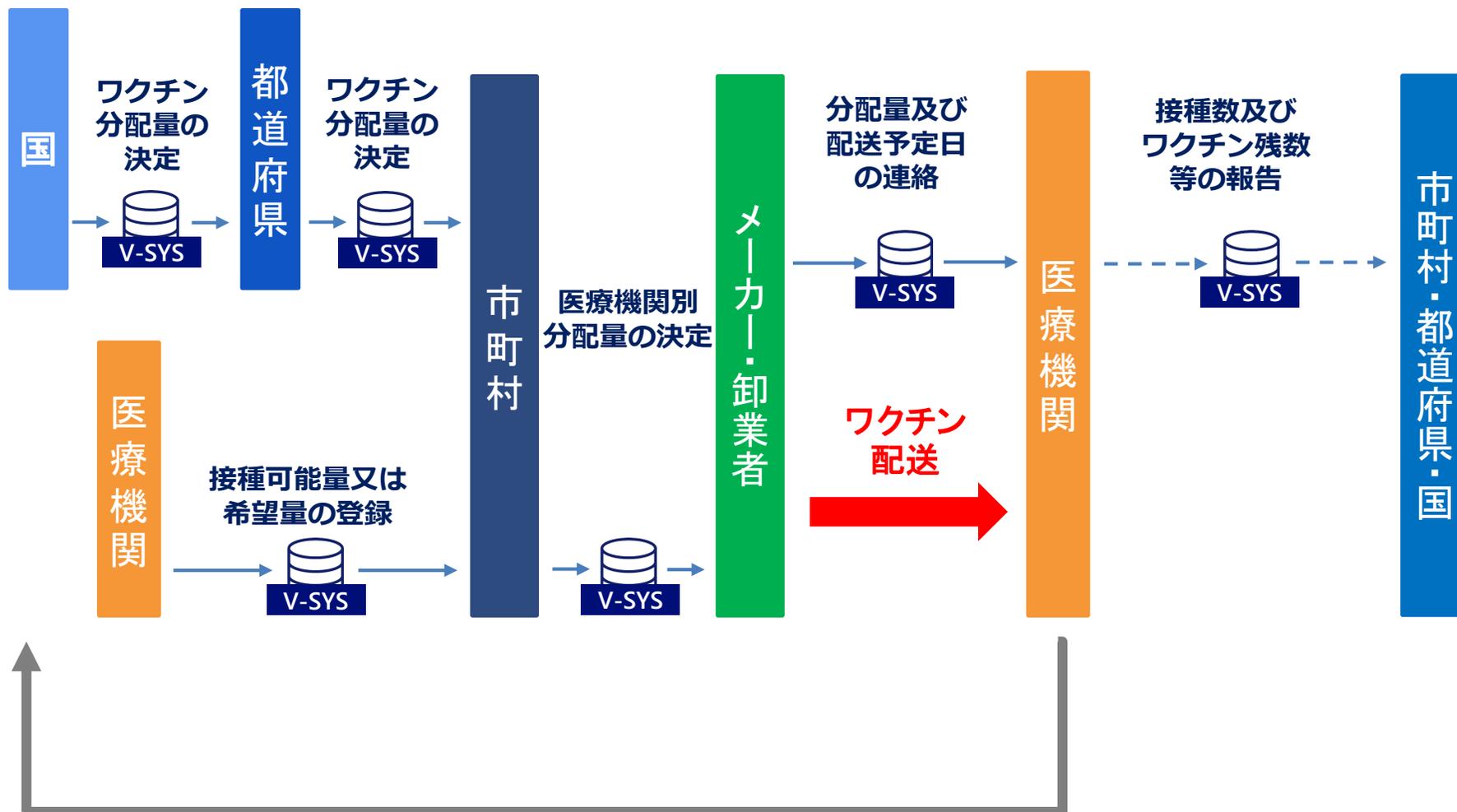
関係者間の情報伝達

自治体、医療機関、卸等の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステム※を構築。



ワクチン配分方法のイメージ

- ワクチンの分配・流通については、周期的に（月2～3回を想定）、地域ごとのワクチン分配量の決定を行い、委託先医療機関・接種会場等に分配する。
- 情報のやりとりは、各機関がV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）へ入力することにより、自動的に次の機関に伝達される。



接種期間中、ワクチン分配量の決定を周期的に繰り返して行う。

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約(集合契約)
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考)接種施設における実務 など

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約（集合契約）
 - i. 概要
 - ii. 実施機関で行うこと
 - iii. とりまとめ団体で行うこと
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考) 接種施設における実務 など

新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間で締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、**グループ同士で包括的な契約を行う**。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて**契約数を大幅に抑えられる**。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった**接種済証**を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、**市町村の予防接種台帳**で管理・保存する。

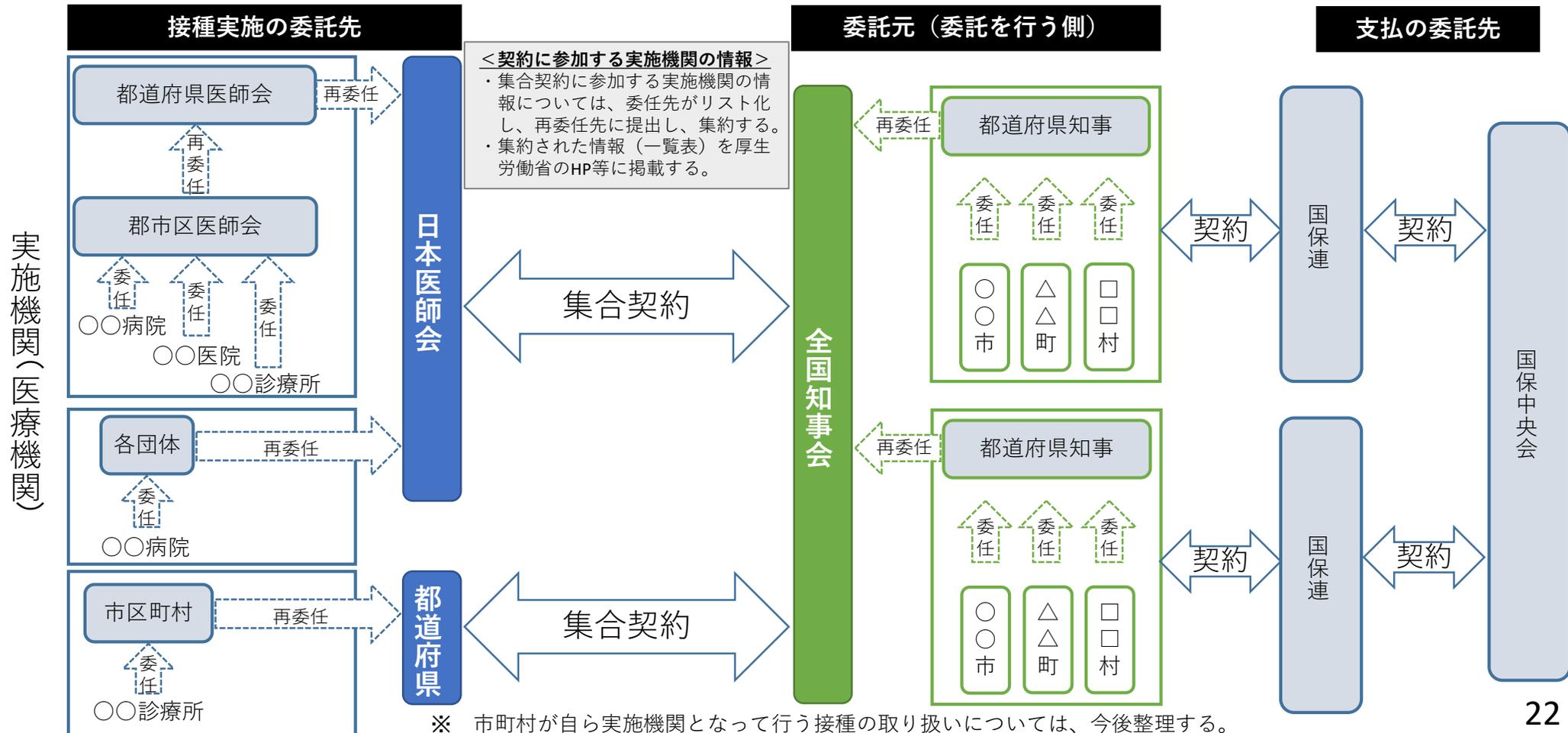
費用の請求・支払い

- ・ 住民が**住所地外の実施機関で接種を受けた場合**、市町村の**費用の請求・支払い事務を国保連**で代行する。



新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約
 - 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
 - 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
 - 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。



目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約（集合契約）
 - i. 概要
 - ii. 実施機関で行うこと
 - iii. とりまとめ団体で行うこと
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考) 接種施設における実務 など

事前準備

基本型、連携型及びサテライト型接種施設

集合契約への参加

- 接種を行う医療機関は、集合契約に参加する
 - 委任状を、ワクチン接種契約受付システムに、必要事項を入力して作成
 - 作成した委任状を取りまとめ団体（郡市区医師会等）に提出すると、集合契約への参加が完了
 - ※郡市区医師会は、提出を受けたら、ワクチン接種契約受付システムの受領ボタンを押す

V-SYSへの初期登録

- 登録したメールアドレスに、V-SYS用のID/パスワードが送付される
- V-SYSに医療機関情報を入力すると、初期登録が完了
 - ワクチンの配送先、公開サイトへの表示情報、接種医名 等

ワクチン配分ごと (1～2週間おき)

基本型接種施設のみ

V-SYSへの接種可能量の入力

- 基本型接種施設は、V-SYSに接種可能量（希望量）を入力する
 - 市町村は、都道府県から割り当てられたワクチンについて、基本型接種施設への分配量を決定
- ワクチンの分配量が確定したら、基本型接種施設にメールで通知が届き、分配量を確認することができる

集合契約関連のスケジュール

- 医療従事者等への接種を行う医療機関等は、2月下旬に医療従事者を対象とした接種体制の準備を完了するため、**2月17日を目途に**、集合契約にかかる委任状を郡市区医師会に提出する。

集合契約



・赤字は重要な期限

時期	集合契約等			(参考)関連する接種体制構築のスケジュール		
	主な日程 (国)	委託側 (市町村)	受託側 (医療機関等)	医療従事者等への優先接種		住民向けの接種
				医療機関・医療関係団体分	自治体等コロナ対策従事者分	
12月18日	接種単価案公表			自治体向け説明会		
12月下旬	契約書(暫定)の公表			<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体との調整(接種人数の把握、接種医療機関の確保) 院内で接種する大規模医療機関の把握 被接種者数の把握(団体会員等との連絡調整を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 接種医療機関の確保(公的医療機関、医療関係団体等と調整) 被接種者数の把握(国、市町村の機関等との連絡調整を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 接種医療機関の確保又は市町村による接種体制の確保
1月上旬			↓			
1月中旬	接種実施機関受付システムリリース	委任状提出開始 (市町村から都道府県へ提出)	委任状提出開始 (接種実施機関受付システムを使用)	<ul style="list-style-type: none"> 被接種者の名簿作成 受け入れ人数調整 	<ul style="list-style-type: none"> 被接種者の名簿作成 受け入れ人数調整 	
1月下旬						
2月上旬		★全市町村の委任状提出期限(2月5日)				
2月中旬	集合契約締結	★都道府県の取りまとめ、全国知事会への委任元リスト提出期限(2月10日)	★医療従事者等への接種を行う医療機関分の委任状提出期限 (2月17日)			
2月下旬	医療従事者等を対象とした接種体制の準備完了					
3月上旬頃			★住民向けの接種を行う医療機関分の委任状提出期限			

医療機関で準備するもの

- 冷蔵庫
- 予診等で使う物品
 - ・医療従事者用のマスク
 - ・医療従事者用の使い捨て手袋
 - ・使い捨て舌圧子
 - ・体温計
- 接種に用いる物品
 - ・希釈に用いる注射針及びシリンジ
 - ・消毒用アルコール綿
 - ・トレイ
 - ・医療用廃棄物容器、針捨て容器
 - ・手指消毒剤
- 救急用品
- 事務用品

国又はワクチンメーカーが提供するもの

- ワクチン配送と同時期に送付
- ワクチン
- ワクチンに付属する書類（添付文書等）
- 希釈用生理食塩水
- 接種用の注射針(25G)
- シリンジ（1ml、2ml、2.5ml など）
- ドライアイス
 - ※超低温冷凍庫のない基本型接種施設

- 事前に設置・送付
- 超低温冷凍庫
 - ※自治体が指定した施設
- ドライアイスの詰替え用の物品
（手袋、ゴーグル、スコップ）

受付

- 窓口に来た接種希望者の接種券と予診票を確認し、それぞれに記載された氏名等と、本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認し、本人確認を行う。
- 接種希望者は、原則、住民票所在地の市町村において接種を受けることになる。
 - ※基礎疾患を有する者がかかりつけ医で接種する場合は他市町村でも接種できる。
 - ※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、同一市町村とみなす。

予診

- 接種を行う前に、問診・診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる。

接種後

- 予診票に、接種券のシールと、ワクチン名・ロット番号のシールを貼付する。
- 予診票の写し（コピー）を医療機関において保管する。
- 接種が終わった後、アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、接種後に接種会場において一定期間観察を行う。

- 接種希望者が持参する接種券と予診票のイメージを以下に示す。

接種希望者が持参する接種券等のイメージ

接種券				診察しが接種できない場合				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19					
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目	接種年月日	2021年	月	日
請求先	〇〇県〇〇市			123456	請求先	〇〇県〇〇市			123456	接種場所	Pfizer BNT162 製造番号 XXXXXXXX ファイザー(株) EXP: YYYY.MM.DD		
券番号	1234567890				券番号	1234567890				QRコード			
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎				接種済証			
QRコード				QRコード				QRコード					
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)					

接種を受ける方へ

- シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

予診票のイメージ

コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック区を入れてください。

接種券				診察しが接種できない場合				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19					
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目	接種年月日	2021年	月	日
請求先	〇〇県〇〇市			123456	請求先	〇〇県〇〇市			123456	接種場所	Pfizer BNT162 製造番号 XXXXXXXX ファイザー(株) EXP: YYYY.MM.DD		
券番号	1234567890				券番号	1234567890				QRコード			
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎				接種済証			
QRコード				QRコード				QRコード					
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)					

接種を受ける方へ

- シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

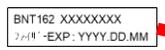
①接種券を貼付

②接種済証に貼付

※予診票の質問項目は、薬事承認後（接種不適当者が決まった後）に決定

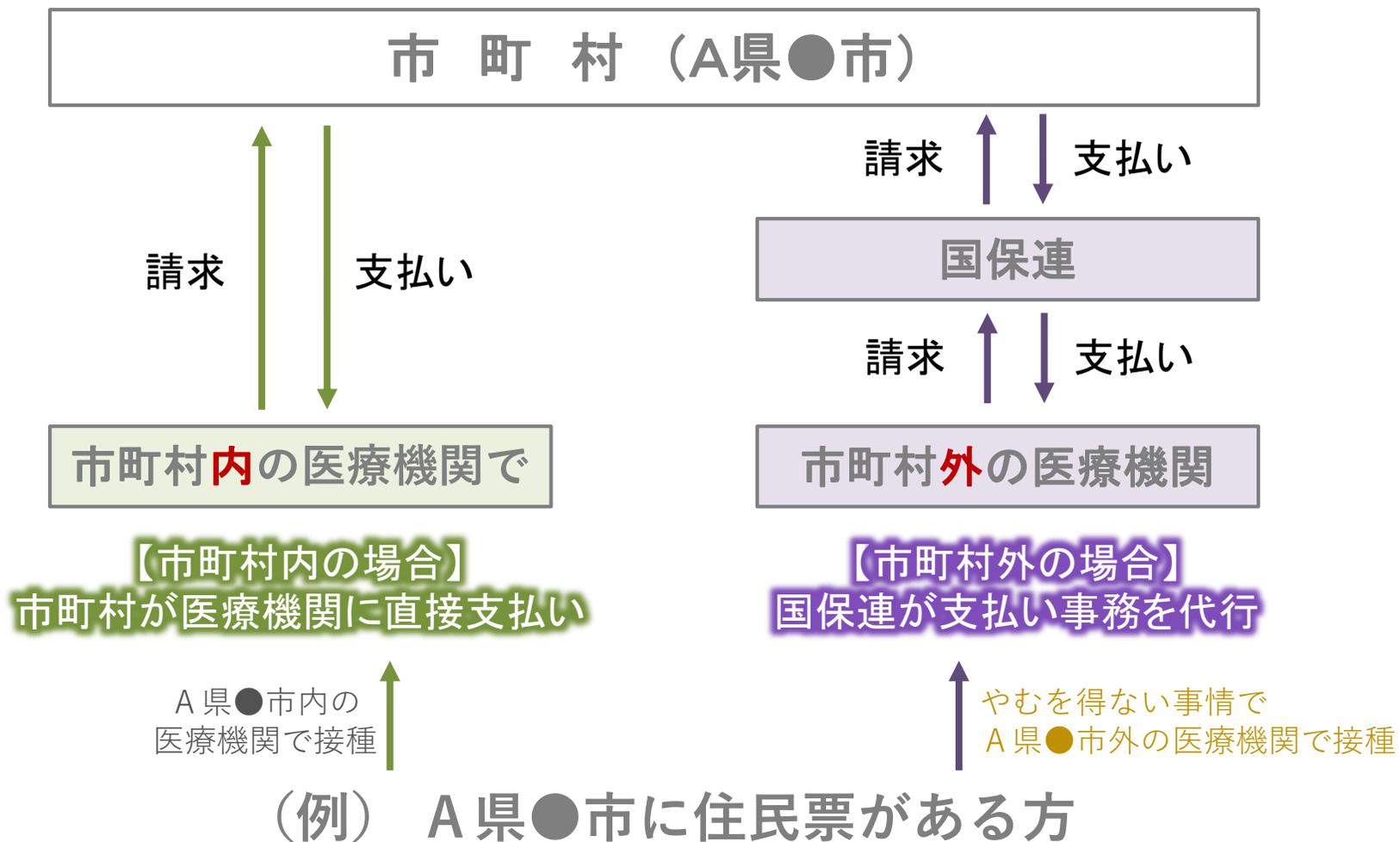
③予診票に貼付

メーカーが提供するシールのイメージ



新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払する。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。



※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村内とみなす。

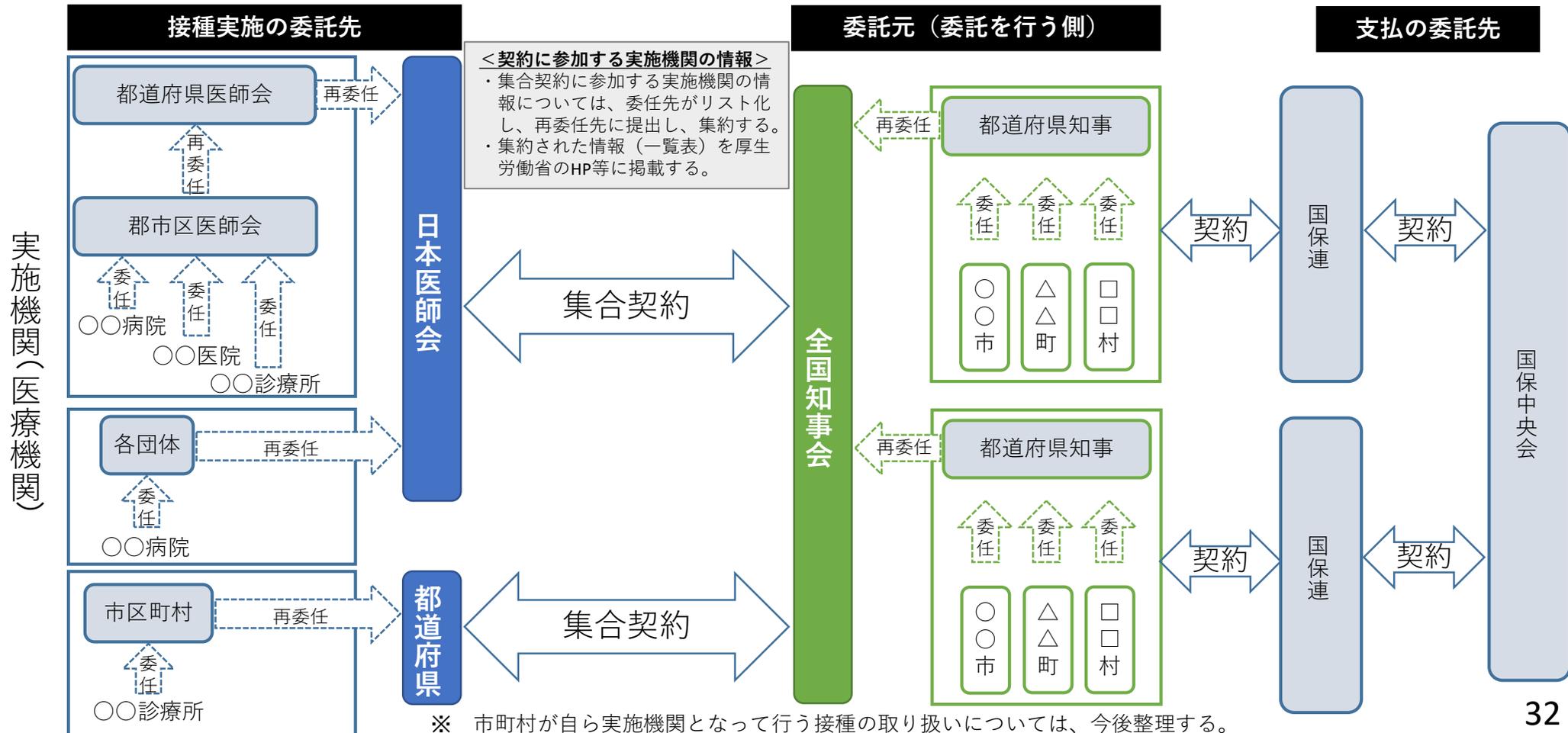
目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約（集合契約）
 - i. 概要
 - ii. 実施機関で行うこと
 - iii. とりまとめ団体で行うこと
3. 医療従事者向け接種の体制構築

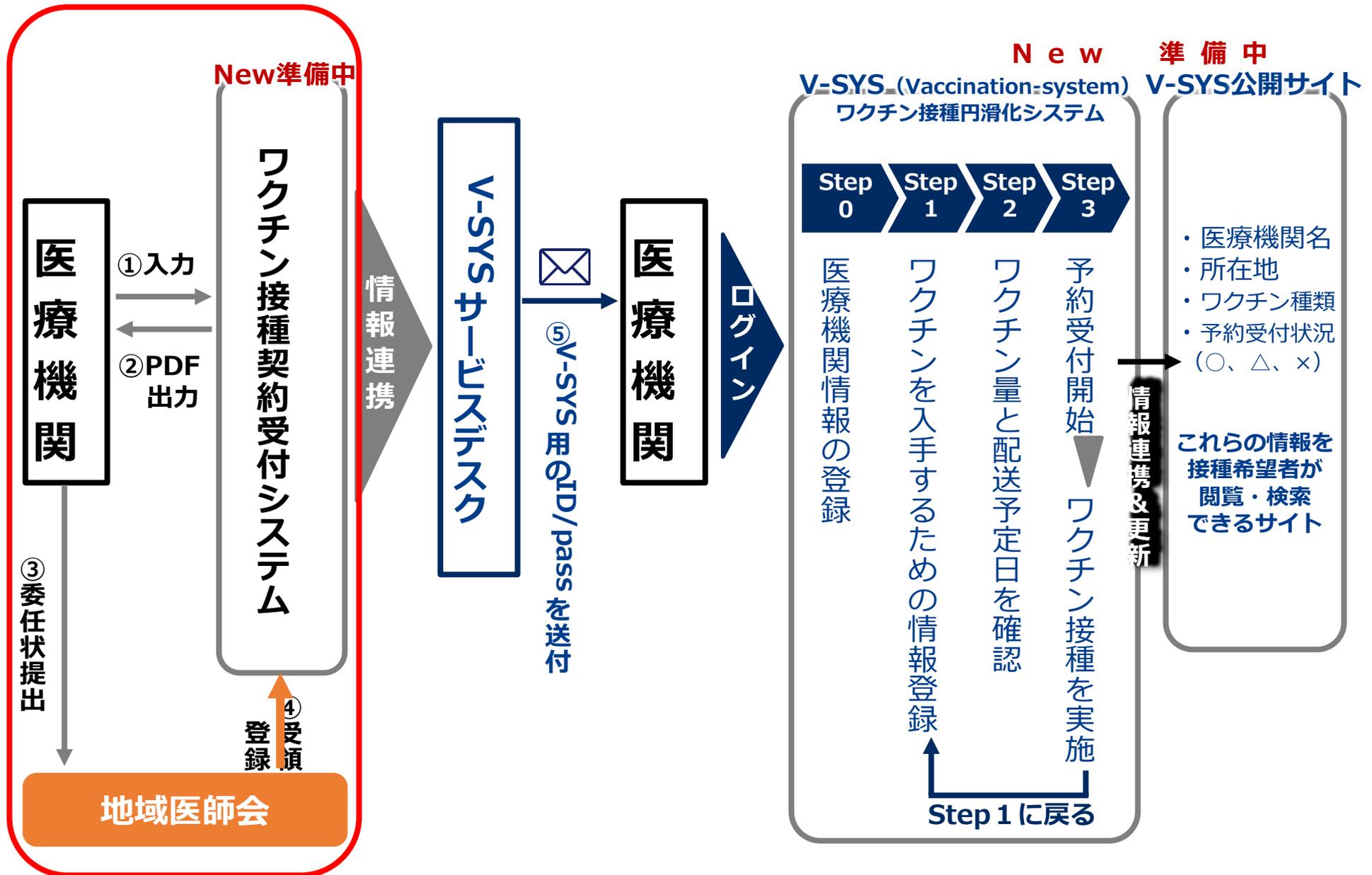
(参考) 接種施設における実務 など

新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約
 - 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
 - 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
 - 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。



ワクチン接種を実施するまでの医療機関の業務フローの概要



委任状の様式（案）

郡市区医師会から都道府県医師会への委任状（様式）

委任状

令和3年 月 日

（とりまとめ団体【都道府県医師会】の長） 殿

（とりまとめ団体【郡市区医師会】の長） 印

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村（東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。）により行われる新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした各市区町村との委託契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、別途ワクチン接種契約受付システムを通じてお示しする会員医療機関から委任された本契約の締結に係る下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

1. 全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
2. 契約について、会員医療機関の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
3. 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、日本医師会に再委任すること。

（連絡先）
担当部署：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

都道府県医師会から日本医師会への委任状（様式）

委任状

令和3年 月 日

日本医師会長 殿

（とりまとめ団体【都道府県医師会等】の長） 印

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村（東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。）により行われる新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした各市区町村との委託契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、別途ワクチン接種契約受付システムを通じてお示しする会員医療機関から委任された本契約の締結に係る下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

1. 全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
2. 契約について、会員医療機関の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。

（連絡先）
担当部署：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

目次

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の概要
2. ワクチン接種の委託契約(集合契約)
3. 医療従事者向け接種の体制構築

(参考)接種施設における実務 など

医療従事者等接種の概要

- 感染リスク及び医療提供体制の確保の観点から、医療従事者等を接種順位の上位として接種を実施。
- 医療従事者への接種体制は、都道府県が調整し、医療関係団体や医療機関が協力して確保。

対象者

- ・ 感染リスク及び医療提供体制の確保の観点から、以下を対象として実施。対象者計370万人。
 - ・ 病院・診療所・薬局や、自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務で、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者に頻繁に接する業務を行う職員
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

接種場所

- ・ 全国で1500か所の施設に、2月末までにディープフリーザーを配置。
- ・ ディープフリーザーを配置した施設を拠点（基本型施設）として接種を実施するほか、ワクチンを冷蔵で近隣の医療機関等（連携型施設）に移送して接種を実施。
- ・ 基本型施設では1か所1000人以上、連携型施設では1か所100人以上の接種を想定

先行接種者健康状況調査

- ・ 上記に先行して、1万人程度の医療従事者に対して先行的に接種を行うとともに、接種後の健康状況を調査。
- ・ 接種後に、症状の有無にかかわらず、健康状況を調査し、接種後の様々な症状の発生頻度などを早期に集計して情報提供。
- ・ 国が研究班を設置して、調査のために依頼する特定の医療機関で実施。

優先接種の対象となる医療従事者等の範囲

- 医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を検討中。
 - ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
 - ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること（注1）
- 以下の対象者が含まれる見込み。（1月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定予定）

対象者	対象者に関する留意点	対象者を 取りまとめる主体
病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注2)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる） ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナ患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。 ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナ患者と頻繁に接しない場合には、対象とはならない。 ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナ患者と頻繁に接する場合には対象に含まれる。 ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。介護療養型医療施設の従事者は、医療従事者等の範囲に含まれる。 	医療関係団体 ※概ね従事者100人超で、自ら接種を行う施設は施設ごと
薬局において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注2)に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。 	関係団体
新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注2)を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員	<ul style="list-style-type: none"> ※ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）。 	都道府県 ※国関係機関は、都道府県単位でリストを作成し都道府県に提出 ※刑務所内の医療従事者も都道府県がとりまとめ
自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注2)に頻繁に接する業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 以下のような業務に従事する者が含まれる <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者 	都道府県

注1：医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない

注2：疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

医療従事者等への接種の進め方(概要)

- 医療従事者等への接種方法は、都道府県が地域の医療関係団体等と調整。標準的な実施方法は以下の通り。

接種医療機関

基本型接種施設 (1000人超を接種)

- 人口15万人に1か所以上を目安
- 都道府県又は市町村がディープフリーザーを設置 (国が調達して自治体に譲渡)
- 自施設の職員に接種するほか、地域の医療従事者等 (新型コロナ対策に従事する公務員等を含む) の接種を受け入れ
- 連携型接種施設に対し、ワクチンを小分けし譲渡する (基本型施設か連携型施設のいずれかが、冷蔵<2℃~8℃>で移送)

連携型接種施設 (概ね100人以上に接種)

- 自施設の職員に接種するほか、地域の医療従事者等 (新型コロナ対策に従事する公務員等を含む) にも接種
- 基本型接種施設からワクチンを冷蔵で移送し接種を実施

医療従事者等の所属施設・団体等

大規模な医療機関 (概ね従事者100人以上)

- 基本型接種施設または連携型接種施設となることで、自医療機関で接種が可能

小規模な医療機関、薬局

- 地域医師会・病院団体・歯科医師会・薬剤師会等が、各施設から接種人数や被接種者リストをとりまとめ、接種施設を調整
- 会員が所属しない施設についても、各団体又は都道府県がとりまとめ

新型コロナ対策業務の従事者、救急隊員等

- 都道府県が、各機関から接種人数や被接種者リストをとりまとめ、接種施設を調整
- 国・市町村の職員についても、各機関を通じ、都道府県がとりまとめ

自施設で
接種

所属団体等
が調整

自治体が
調整

- 基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要量を登録
- ワクチン納品予定日を基本型施設がV-SYSで確認
- 具体的な接種日や時間枠ごとの人数を決定し、被接種者や、被接種者のとりまとめ主体に伝達
- 接種を実施、接種記録書を交付
- 受診券付き予診票を用いて接種費用を請求

具体的な
接種の流れ

- 接種予定人数を調べ、接種医療機関と調整
- 被接種者リストを作成
- 受診券付き予診票を作成して被接種者に配布 (V-SYSに名簿を登録すれば予診票を出力できる)
- 接種施設における接種日・時間枠の決定を受けた接種予定者への案内

- 一般の診療所・薬局等においては、所属する医療関係団体等のとりまとめにより、接種施設で接種を受ける。
- 接種には、市町村が送付するクーポン券ではなく、医療関係団体を通じて配布するクーポン券付き予診票を用いる。

一般の診療所・薬局等の行う準備

（参考）医療関係団体側で行う準備

1月

1 ● 接種予定者数を団体に提出



- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
 - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。
- 接種場所の確保 <1/28まで>
 - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する

2月前半

2 ● 接種予定者リスト（氏名・住民票登録の住所）を団体に提出
※ 団体によっては①と同時に行う場合もあり



- 接種場所ごとの人数の計画
 - 接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所毎の接種人数を計画しておく
- 接種予定者リストの作成 <2/25頃まで>
 - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある

接種まで

3 ● クーポン券付き予診票の配布
● 接種日時・場所の案内



- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）
- 接種予定者への案内
 - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

4 ● 指定会場で接種を受ける

- クーポン券付き予診票
- （氏名・住所付き）身分証明書
- （2回目の場合は）1回目の接種記録書を持参

※ 住民への送付時期に、クーポン券が送付されるが、医療従事者として接種を受けた場合には、使用せずに破棄する。

- 医療関係団体（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等）は、関係する医療従事者（自施設で接種する病院等の従事者を除く）の接種予定人数を把握し、接種場所の確保を調整。
- 接種までの間に、接種予定者リストを作成し、クーポン券付き予診票を接種予定者に配布するとともに、接種日時等を案内。

行政との間で行う手続や調整

団体側で行う準備

1月

- V-SYSのIDの交付
 - 郡市区医師会は、集合契約の取りまとめのためにV-SYSのIDを配布されるため、それを用いる。
 - 歯科医師会、薬剤師会は、全国団体を通じてメールアドレス等を登録し、V-SYS IDの発行を受ける。

2月前半

- 接種施設・予定者数を都道府県に報告 <2/3まで>

- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
 - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。
 - 接種場所の確保 <1/28まで>
 - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
 - 接種場所ごとの人数の計画
 - 接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所毎の接種人数を計画しておく
 - 接種予定者リストの作成 <2/25頃まで>
 - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある
 - 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能
- (接種施設における接種日・時間枠の決定を受け)
- 接種予定者への案内
 - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

～接種～

接種まで

接種後

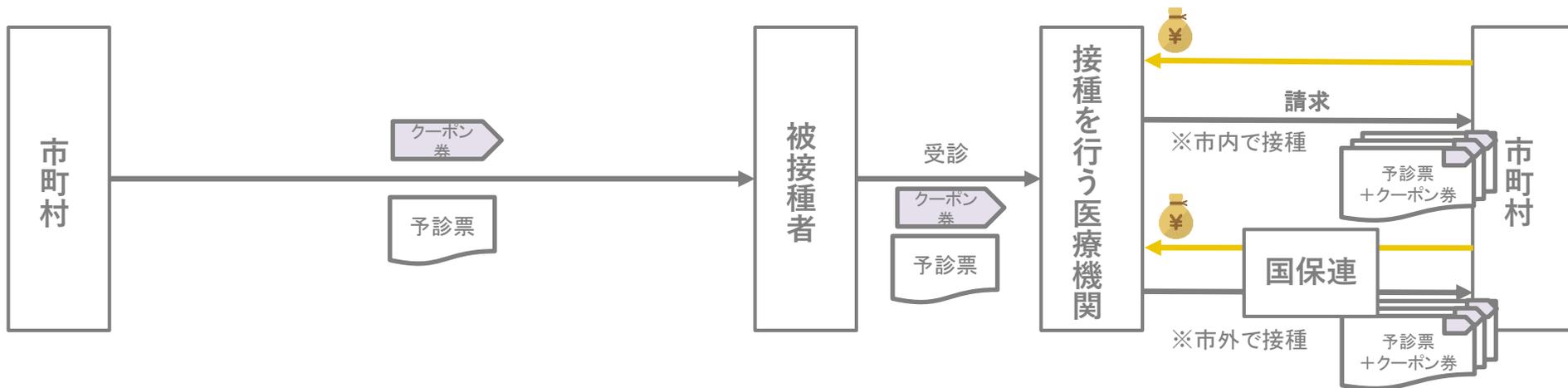
新型コロナウイルスワクチン接種に係る支払事務体制（医療従事者）（案）

- 優先的に接種する医療従事者については、自治体から住民へクーポン券の送付前に接種が想定される。
- このため、優先的に接種する医療従事者のワクチン接種に係る請求・支払いは、クーポン券を用いず、特別な予診票様式を用いて行う。
- 当該予診票様式は、接種会場において優先接種対象者であることを証明する書類としても活用する。



※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

（参考）住民へのワクチン接種に係る支払事務体制



接種予定者リスト（医療従事者等接種）【サンプル】

★注意★

- ・このリストの様式は変更しないでください。
- ・入力間違いのないよう、十分ご注意ください。

接種者氏名（厚労太郎）※	性別	接種者生年月日	医療従事者/高齢者施設等従事者	所属機関	接種予定者リストとりまとめ団体等	住民票に記載されている都道府県	住民票に記載されている市町村	住民票に記載されている町名・番地	市町村コード
厚労 太郎	男性	1960/1/30	医療従事者	厚労病院	厚労病院	東京都	千代田区	霞が関1丁目2-2	131016
厚労 花子	女性	1970/1/30	医療従事者	港区高齢者施設	〇〇市医師会	東京都	港区	芝5丁目7-1	131032



- ・病院や郡市区医師会がリスト（エクセルファイル）をV-SYSにアップロードする
→クーポンを貼り付ける部分が印字された、予診票のPDFファイルが提供される
- ・PDFファイルを印刷して、被接種者に渡す。

クーポン券付き予診票【現時点案】

調整中

クーポン券機能部分

(医) コロナワクチン接種の予診票 (1回目)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	東京都千代田区		131016	
券番号				
氏名	厚労 太郎			
所属機関				
厚労病院 (厚労病院)				

住民票に記載されている住所	東京 (都) 千代田 (区) 市 町 村 府 県
氏名	厚労 太郎
生年月日	1960年01月30日生 (満 歳) 診察前の体温 度 分

質問事項 回答欄 医師記入欄

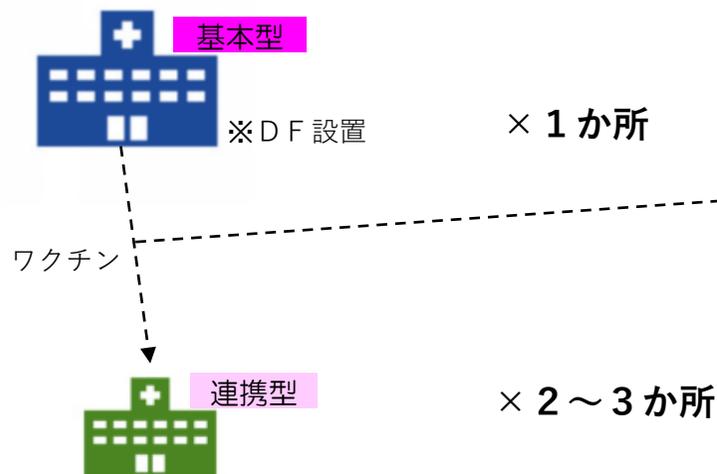
医療機関での接種モデル例（ファイザーのワクチンの医療従事者等への接種フェーズ）

人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

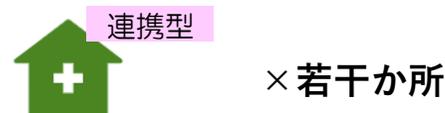
※市内の病院5か所、医療従事者数約3000人と仮定。2月末までのディープフリーザー配分数1基と想定。

※時期は体制確保の目途を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

①病院での接種



②医療関係団体の設置する会場での接種

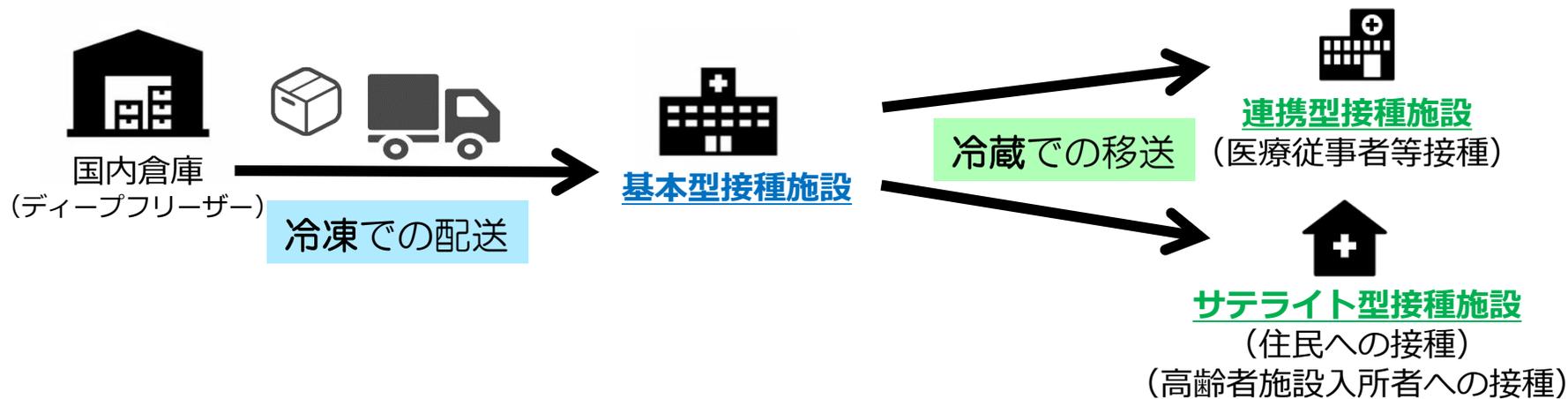


- 2月中に基本型接種施設にディープフリーザーを設置。
- 3月から医療従事者接種を行う。
- 従事者数の自施設で接種を行うほか、基本型接種施設は医療従事者接種を行う他の病院へのワクチン移送元となる。
- その後引き続き住民への接種を実施するほか、基本型接種施設は高齢者施設への接種協力診療所へのワクチン移送元となる

- 医療関係団体が調整を行い、診療所等での接種会場を設ける場合には、基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種する。

- こうした体制を総合的に確保し、1回目の接種の21日後には2回目の接種を行うことができるよう、1回目の接種は概ね3週間以内に行うことを目指す。

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について（概要）



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
 - 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり4個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- 2°C～8°Cを保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（冷蔵庫から取り出した5日後）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。

- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）

參考資料

接種施設における実務

V-SYSのID・パスワードが発行されたら、初期登録として、①V-SYSにログインし、②医療機関情報の更新、③HP掲載情報の入力、④接種医師情報の登録を行います。



STEP 1 : V-SYSにログイン

- ①集合契約の委任状作成時に受付システムに登録したメールアドレスへ、V-SYSのID・パスワードが送付されます
- ②V-SYSにログインします

STEP 2 : 医療機関情報の更新

- ①医療機関・接種会場の編集ページを開き、医療機関登録情報を更新・追記します
(ディープフリーザー保有台数/医療機関HPのURL/駐車場台数 等)
※受付システムに登録した情報は、V-SYSに引き継がれています。
- ②取扱ワクチン、ワクチン接種の責任者(医師)等の情報を入力します

STEP 3 : HP掲載情報入力

- ①厚生労働省が開設する新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載する情報を追記します
(予約受付用電話番号/予約用webページ、予約受付時間 等)
- ②可能な場合は、医療機関名の英語表記も入力ください

STEP 4 : 接種医師情報の登録

- ①医療機関でワクチン接種を行う医師の情報を入力します
(医師氏名、メールアドレス、電話番号)
※接種医師情報は、ワクチン製造販売業者からの情報の提供・収集・伝達を実施するために必要な情報なため、確実に登録してください。

医療機関情報の更新

情報を更新する場合のみ修正

受付システムから情報連携されています
必要時、情報を更新してください

医療機関・接種会場の編集

情報

保険医療機関コード	000000011
介護保険事業所番号	
医療機関・接種会場名 ※	〇〇病院
代表者名	厚生 太郎
郵便番号	111-1234
市町村(リンク)	東京都千代田区
町名・番地	1-2-3
代表電話番号	03-1234-5678
ファクシミリ	
ホームページ	①
ディープフリーザー(-75℃)(台)	②
ディープフリーザー(-20℃)(台)	③
駐車場(例:10台)	④
納入先施設名	
納入先住所	

取扱ワクチン

ファイザー(一般型接種施設)	<input checked="" type="checkbox"/>	武田(モデルナ)(一般型接種施設)	<input type="checkbox"/>
ファイザー(サテライト型施設)	<input type="checkbox"/>	武田(モデルナ)(サテライト型施設)	<input type="checkbox"/>
アストラゼネカ社	<input type="checkbox"/>		

一般型接種施設名(サテライトの場合)

一般型接種施設名(ファイザー)	①	一般型接種施設名(武田モデルナ)	
-----------------	---	------------------	--

製薬メーカー等によるワクチンの詳細説明の可否

ファイザー社から納入ごとの説明を求める/求めない	②	武田(モデルナ)社から納入ごとの説明を求める/求めない	--なし--
アストラゼネカ社から納入ごとの説明を求める/求めない			

ワクチン接種の責任者等(医師)

ワクチン接種の責任者の所属先	③	ワクチン接種の担当部署の電話番号 ※	
ワクチン接種の責任者(医師)氏名 ※		ワクチン接種の担当部署のメールアドレス ※	
		メールアドレス登録を希望しない	<input type="checkbox"/>

当てはまる場合は入力

- ①医療機関のホームページを開設している場合は入力してください
- ②ディープフリーザーを割り当てられている場合は、台数を入力してください
- ③駐車場を保有している場合は、台数を入力してください
- ④ワクチンの配送先を医療機関住所とは別に指定する場合は、入力してください

※①、③は接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載される項目です。

必ず入力

- ①連携型接種施設/サテライト型接種施設の場合、ワクチンを小分けしてもらう「基本型接種施設」を選択してください
- ②製薬メーカー等によるワクチン詳細説明が不要になったら、「求めない」を選択ください
- ③ワクチン接種の責任医師情報を記載してください

HP掲載情報入力

公開サイト用の補足情報

予約受付の電話番号

予約受付サイトURL

予約可否(電話番号)

予約可否(Web)

接種期間(開始) [2021/01/12]

接種期間(終了) [2021/01/12]

受付時間

一般受入

医療従事者向け接種に対応可

医療機関・会場名(ふりがな)

医療機関・接種会場名(英語)

町名・番地(やさしい日本語)

町名・番地(英語)

医療機関・接種会場からのお知らせ

医療機関・接種会場からのお知らせ(やさしい日本語)

医療機関・接種会場からの

必ず入力

厚生労働省が開設する新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載する情報を記載してください

(予約受付用の電話番号/予約受付用WebページのURL、接種対応期間、予約受付時間)

可能な場合は入力(任意)

- ・記載可能な場合は、医療機関名称の英語表記やふりがなを入力してください
- ・ワクチン接種にあたり医療機関からのお知らせがある場合は、お知らせ欄に入力してください

接種医師情報の登録

医師情報の編集

情報

! = 必須情報

(医師)氏名(厚労 太郎)※

(医師)氏名(こうろ たらう)

医療機関・接種会場

メールアドレス

電話番号

対応可能ワクチン

ファイザー社

アストラゼネカ社

武田(モデルナ)社

必ず入力

- ・接種医師情報(氏名、メールアドレス、電話番号)を入力してください
- ・各接種医師が対応可能なワクチンを選択してください

接種可能量／接種実績の登録

- ①医療機関がワクチンを入手するために、自医療機関にて接種が可能な量（上限値）や希望量をV-SYSに登録します。
- ②併せて、接種グループ別の**接種者数**とワクチンの**廃棄量**も登録します。

接種可能量／希望量の登録

ワクチンの接種機関内における接種可能量（上限値）や希望量を入力します

ワクチン希望量等の報告

ファイザーワクチン	
標準配送期間	2021/6/23～2021/7/7
標準接種期間	2021/7/8～2021/7/21
接種可能量	<input type="text" value=""/>
納品希望量登録	975回接種分 × <input type="text" value="1"/> = <input type="text" value="975"/> 回接種分
保管管理	<input checked="" type="radio"/> ドライアイス <input type="radio"/> 冷凍庫
シリンジ（100本）	× <input type="text" value="10"/> = <input type="text" value="1000"/> 本分
針（100本）	× <input type="text" value="10"/> = <input type="text" value="1000"/> 本分

累計接種者数等の登録

右側に表示される前回登録時までの累計接種者数を参考にしながら、登録時点における累計の接種者数等を接種グループ毎に入力します。
 （例）前回登録時から、医療従事者に1回目+250人、2回目+50人接種した場合

接種実績の入力

1月18日時点の接種実績をご登録ください

	ファイザーワクチン		
	1回目	2回目	延べ回数
接種実績（総数）	350 回	50 回	0 回
医療従事者等	350 回	50 回	0 回
基礎疾患有する者	0 回	0 回	0 回
高齢者	0 回	0 回	0 回
高齢者施設等従事者	0 回	0 回	0 回
その他	0 回	0 回	0 回

廃棄数の入力

1月18日時点の廃棄数をご登録ください

	ファイザーワクチン
廃棄数（累積）	0 本

前回登録時までの累計接種者数等

登録済みの内容（最終登録1月11日時点の実績）

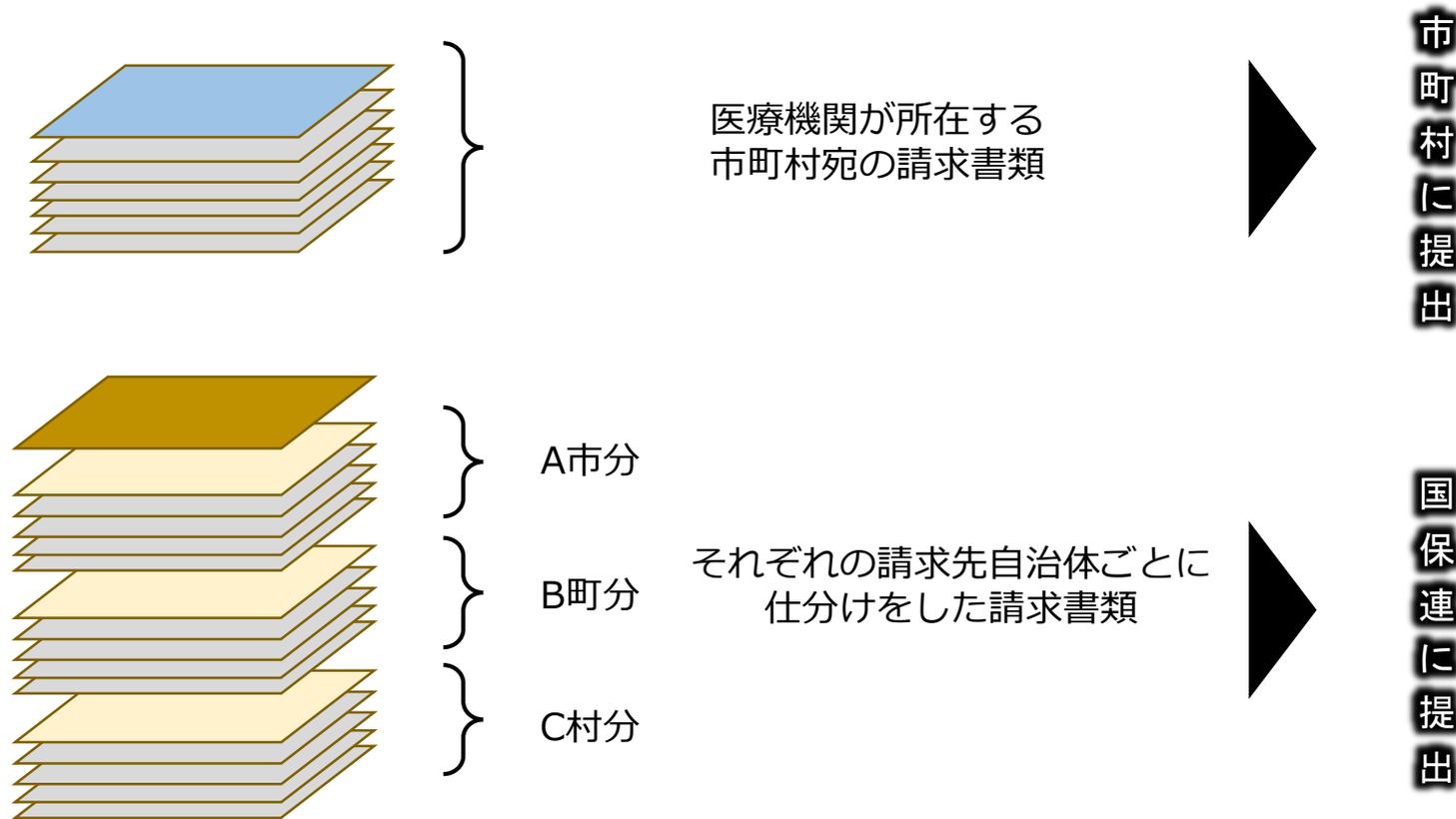
	ファイザーワクチン		
	1回目	2回目	延べ回数
接種実績（総数）	100 回	0 回	0 回
医療従事者等	100回	0回	0回
基礎疾患有する者	0回	0回	0回
高齢者	0回	0回	0回
高齢者施設等従事者	0回	0回	0回
その他	0回	0回	0回

登録済みの内容（最終登録1月11日時点の実績）

	ファイザーワクチン
廃棄数（累積）	0 本

請求

- 医療機関は、医療機関が所在する市町村に対して、予診票の原本等を提出するとともに、国保連に対して、請求先自治体ごとに仕分けをした予診票の原本等を提出する。

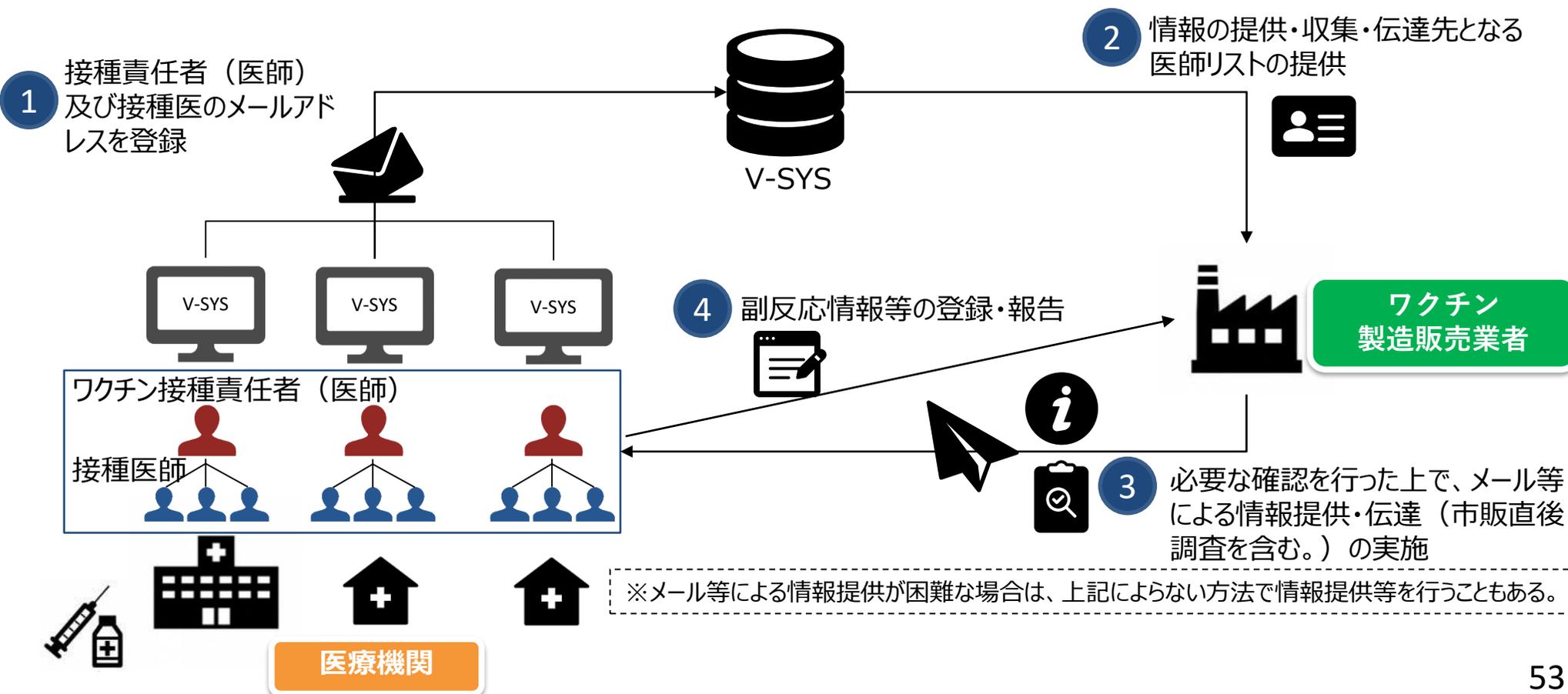


※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村に提出。

参考：ワクチン製造販売業者による市販直後調査を含む情報の提供等について

- ワクチン接種を開始した後、ワクチン製造販売業者各社がワクチンの適正使用等のため、情報の提供・収集・伝達を実施するが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の医薬情報担当者（MR）の通常訪問による活動が限定される。
- そのため、当該ワクチンの市販直後調査を含む情報提供・収集・伝達は、原則、各ワクチンの製造販売業者からメール等を通じて実施する。現時点では、市販直後調査期間（販売開始から6か月間）は、直後調査の関連通知に基づく頻度でメールを配信する想定。

※市販直後調査：新しい医薬品の販売開始後の6か月間において、製造販売業者が医療機関に対し適正な使用を促すとともに、重篤な副作用等が発生した場合は速やかに当該製造販売業者に報告するよう協力を依頼するもの。個別症例の情報を集めるための調査ではありません。



接種体制関係

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）について

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、予防接種の実施体制の整備等を行うとともに、検疫法第34条の指定の期限を延長できることとするため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 予防接種法の改正

① 予防接種に係る実施体制の整備

○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、**予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとする。**

➢ 接種に係る費用は、国が負担する。

➢ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用する。

※ 接種の勧奨及び接種の努力義務については、予防接種の有効性及び安全性に関する情報等を踏まえ、政令で適用しないことができるものとする。

② 損失補償契約の締結

○ 政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結できることとする。

2. 検疫法の改正

○ 検疫法第34条の感染症の政令指定の期限については1年以内となっているが、感染症法による指定感染症の政令指定の期限と同様に、1年以内に限り延長できるようにする。

※1 新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月14日に検疫法第34条の感染症として政令で指定（令和3年2月13日までが期限）。政令指定により、同法に基づく隔離、停留等の規定を準用することができる。

※2 新型コロナウイルス感染症については、感染症法の指定感染症としての期限は令和3年1月31日までであるが、1年以内に限り延長が可能。

施行期日

公布の日（令和2年12月9日）

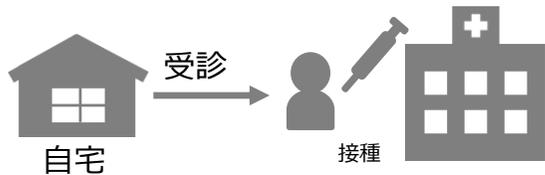
接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

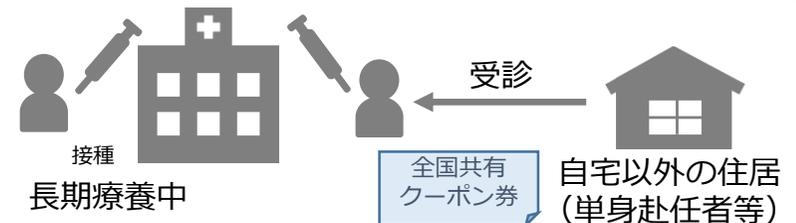
市町村への申請が不要な方

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



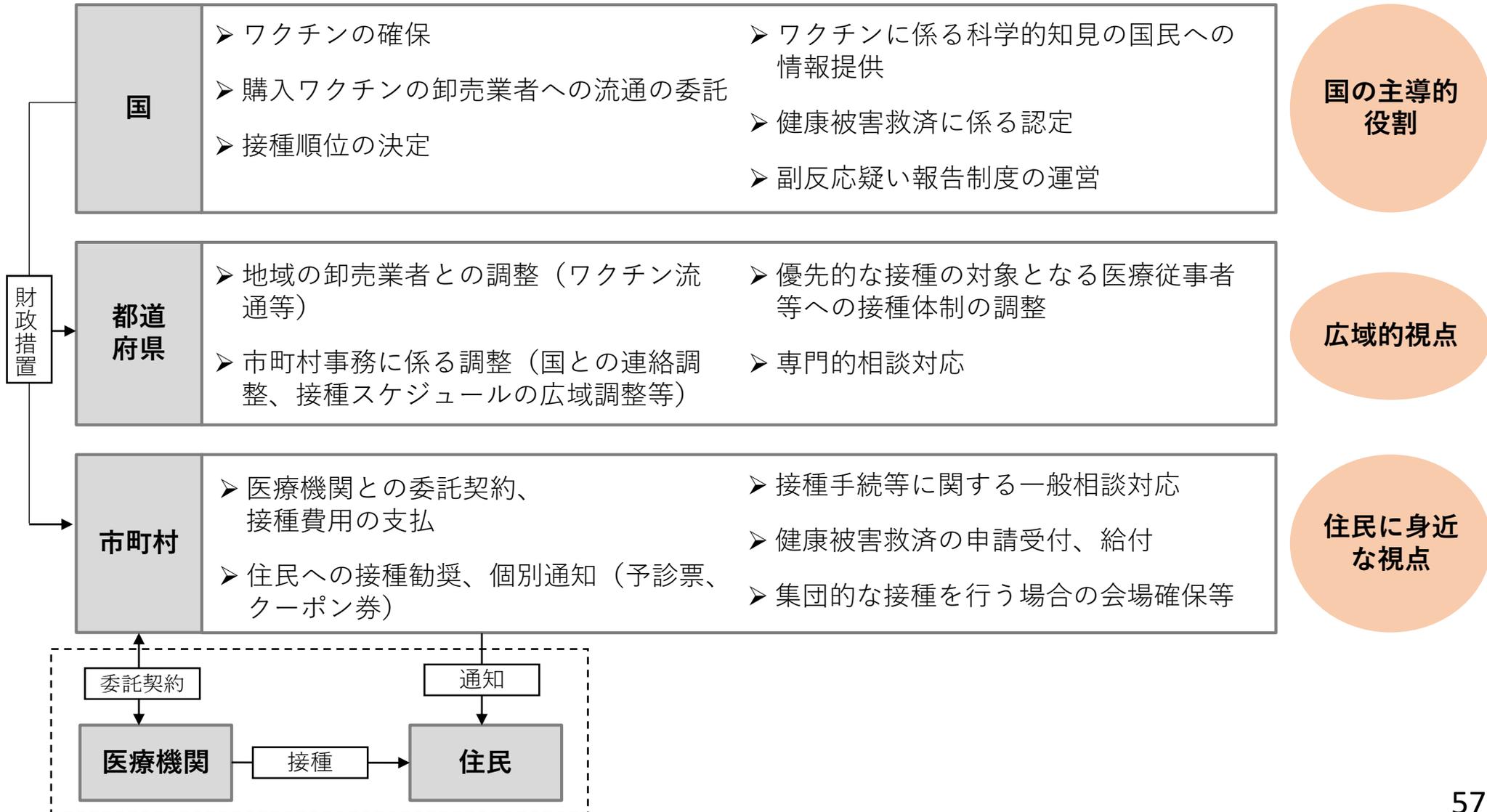
住民票所在地以外の市町村



※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村内とみなす。

○ **国の主導のもと、必要な財政措置**を行い、**住民に身近な市町村が接種事務を実施**し、**都道府県は広域的観点から必要な調整**を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



接種の記録（接種済証、予防接種台帳）

● 接種の記録は2つのやり方で管理する。これは従来から行われている定期接種における対応と同様。

1. 接種済証（接種を受けた人の手元に残る記録）

- 市町村は、当該市町村の対象者に対し、接種券と一体になった接種済証の様式を発行する。
- 対象者は接種券と接種済証を医療機関等に持参して接種を受け、医療機関等において、ワクチンのメーカーやロット番号が記載されたシールを接種済証に貼付する。

2. 予防接種台帳（市町村で管理される記録）

- 市町村は、医療機関から送付される予診票及び接種券からワクチン等の情報を得て、予防接種台帳に登録し管理。

接種済証

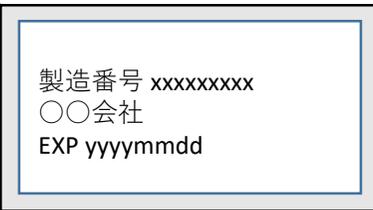
予防接種台帳

新型コロナウイルス

接種済証（現時点案）

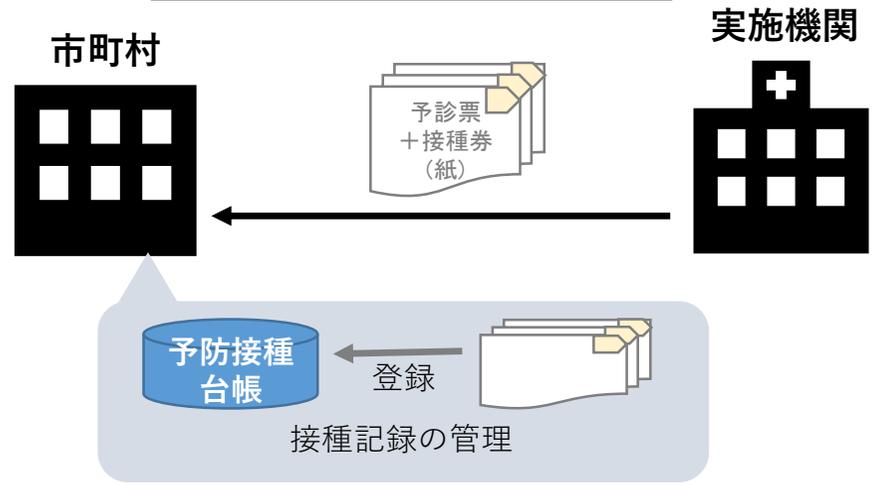
ワクチンシール（イメージ）

予診のみ		1回目	
〇〇県〇〇市	123456	接種年月日	2021年 月 日
1234567890		メーカー/Lot No.	(シール貼付け)
厚生 太郎		接種場所	
イン (xx街)			
予診のみ		2回目	
〇〇県〇〇市	123456	接種年月日	2021年 月 日
1234567890		メーカー/Lot No.	(シール貼付け)
厚生 太郎		接種場所	
イン (xx街)			
氏名 厚生 太郎		住所	
生年月日		年 月 日 生	
〇〇県〇〇市長 日本 一部			



接種を受ける方へ
は剥がさずに、台紙ごと
場所へお持ちください。
り予防接種済証は接種が終わっ
大切に保管してください。

市町村における接種記録の管理



(参考)

定期接種

- 乳幼児については、母子健康手帳にワクチンメーカーやロット番号が記載されたシールを貼付。
- その他の場合、ワクチンメーカーやロット番号が記載された接種済証を交付。

- 市町村が、医療機関から送付される予診票からワクチン等の情報を得て、予防接種台帳に登録し管理（新型コロナウイルスにおける対応と同様）。

医療機関での接種モデル例（複数のワクチンの住民への接種フェーズ）

人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

※市内の病院5か所、診療所70か所と仮定。ディープフリーザー配分量はファイザー用・モデルナ用各7基と想定。

※ピーク時のワクチン配分量を、ファイザー：6千回分/週、モデルナ：3千回分/週、アストラゼネカ：4千回分/週と想定

※時期は体制確保の目途を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

A ファイザーのワクチンの接種

病院：1～3病院

診療所グループ：



※このほか、高齢者施設への接種協力診療所を必要に応じ確保

B モデルナ／武田のワクチンの接種

- ファイザーのワクチンで配分されるのと同数のフリーザーの配置がなされる見込み。
(温度帯が異なるため、ファイザーのフリーザーはモデルナのワクチンには流用できない。)
- ピーク時のワクチン配分量はファイザーのワクチンの半分程度と想定される。



- 7か所程度の基本型接種施設（ワクチンの配送を直接受ける施設）が必要
- ワクチンを他の診療所へ冷蔵で移送できるかは現時点では未定

C アストラゼネカのワクチンの接種

- 冷蔵での保管が可能のため、接種を行う診療所数に制約はない。



- 各診療所での接種が想定される。ファイザー、モデルナのワクチンの接種を行わない診療所を中心に、20～30程度の診療所を想定。
- 1バイアルが10ドーズで供給されることから、無駄なく接種できるよう、接種数の少ない医療機関では、少人数への接種を毎日行うのではなく、隔日等で1日当たり数十人の接種を行うことが望ましい。

- 都道府県・市町村がディープフリーザーを設置して、概ね人口15万人に1か所以上を目途として確保
- 自施設職員・地域の従事者1000人超の接種を行うほか、最大4~5000人分のワクチンの配送を受けて、連携型接種施設に分配

1月
2月前半
接種まで
接種後

行政との間で行う手続や調整

施設側で行う準備

- ディープフリーザーの配置調整 <~1/28>
 - 都道府県・市町村が配置調整を行うことから、自治体が設ける締切（遅くとも1/22）までに基本型施設となりたい旨の意向を伝え、ディープフリーザーの配置を受けられるか確認する
- 集合契約への参加（委任状の提出） <1/18~>
 - 管理システムに入力のうえ、可能な限り1月中旬に、郡市区医師会又はとりまとめの病院団体に提出
- 自施設の接種予定者数の報告 <~1/末頃>
- 基本型施設と連携型施設の組み合わせの調整
- V-SYSのIDを受け取る
 - 委任状提出時に登録したメールアドレスに、IDとパスワードが送られてくる
- V-SYSへの初期登録 < V-SYS稼働（2月15日）後速やかに >
 - 医療機関情報、接種医師情報をV-SYSに入力
- V-SYSへのワクチン必要量の登録
 - 供給クールごとの締め切りまでに必要量（自施設従事者・連携型施設・接種受入分の合計）を登録
- V-SYSでのワクチン配送予定量・予定日の確認
 - 必要量の登録締め切りから数日後に表示予定

ワクチン必要量の確認

- 自施設の接種予定者数の把握 <~1月中>
 - 都道府県が設ける締切までに都道府県に報告
- 自施設の接種予定者リストの作成
 - 接種は強制ではないことから、本人の意思確認が必要となる。氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある。
- 連携型接種施設ごとのワクチン必要数の確認
 - 連携型施設のワクチン必要量（連携型施設の従事者分+連携型施設の接種受入分）の確認
- 地域の医療従事者等の接種受入予定数の確認
- 自施設の接種予定者のクーポン券付き予診票の発行
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能
- ワクチン到着予定日の連携型施設への連絡
- 接種日時決定、接種の従事者確保
- 接種予定者への連絡

◎接種の実施 : 自施設の職員・地域の医療従事者等への接種を実施、接種記録書を交付。

◎連携型施設へのワクチン分配 : ワクチンを小分けし連携型施設に引渡（冷蔵<2℃~8℃>で移送）

- V-SYSへの接種者数等の報告（V-SYSへの入力）
- 費用請求
 - クーポン券付き予診票を市町村・国保連に提出

1月
2月前半
接種まで
接種後

- 基本型接種施設からワクチンを冷蔵（2℃～8℃）で移送し、接種を実施 ※移送用の保冷ボックスは基本型施設に配置予定
- 100人以上の接種を行う施設が対象。自施設（原則として従事者100人以上）の職員に接種するほか、地域の医療従事者等にも接種

行政との間で行う手続や調整

施設側で行う準備

- 連携型接種施設として接種する意向の都道府県への申告
 - 都道府県が設ける締切（遅くとも1/22）までに申告
- ワクチン移送元となる基本型接種施設の確保
 - 都道府県の調整により基本型施設とのマッチング
- 集合契約への参加（委任状の提出）＜1/18～＞
 - 管理システムに入力のうえ、可能な限り1月中に、郡市区医師会又はとりまとめの病院団体に提出
- 自施設の接種予定者数の報告 ＜～1/末頃＞
- V-SYSのIDを受け取る
 - 委任状提出時に登録したメールアドレスに、IDとパスワードが送られてくる
- V-SYSへの初期登録＜V-SYS稼働（2月15日）後速やかに＞
 - 医療機関情報、接種医師情報、基本型施設番号等をV-SYSに入力

- 自施設の接種予定者数の把握 ＜～1月中＞
 - 都道府県が設ける締切までに都道府県に報告
- 自施設の接種予定者リストの作成
 - 接種は強制ではないことから、本人の意思確認が必要となる。氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある。
- 地域の医療従事者等の接種受入予定数の確認
- 基本型接種施設へのワクチン必要数の申告
 - 必要に応じ、都道府県を通じて調整
- 自施設の接種予定者のクーポン券付き予診票の発行
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能
- ワクチン到着予定日の基本型施設から連絡
- 接種日時決定、接種の従事者確保
- 接種予定者への連絡

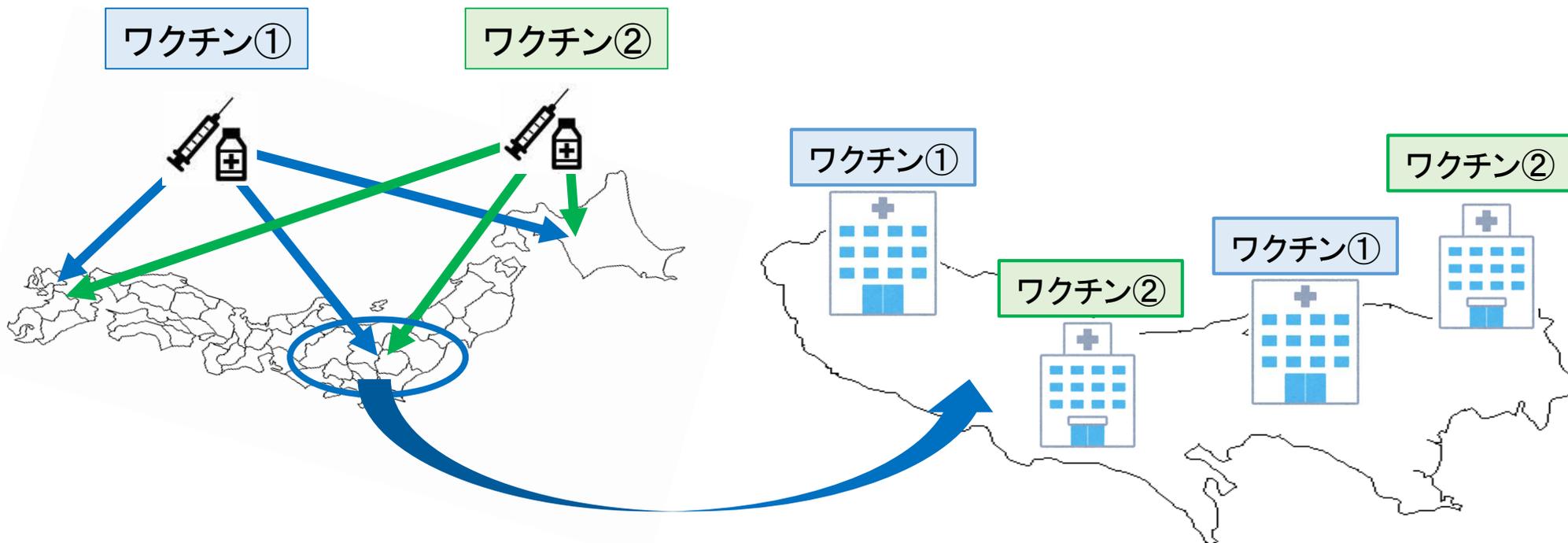
ワクチン必要量の確認

- ◎接種の実施 : 自施設の職員・地域の医療従事者等への接種を実施、接種記録書を交付。
- ◎基本型施設からワクチン移送 : ワクチンを小分けし基本型施設から移送（冷蔵＜2℃～8℃＞で移送）
- V-SYSへの接種者数等の報告（V-SYSへの入力）
- 費用請求
 - クーポン券付き予診票を市町村・国保連に提出

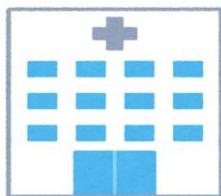
ワクチン流通関係

複数のワクチン分配のイメージ

- 複数のワクチンが並行して供給される場合、地域毎（都道府県・市町村）に各ワクチンを公平・均等に供給するように努める。
- 医療機関等の接種会場では、各会場で取り扱うワクチンを1種類にすることを原則とする。
- ただし、地域内で接種会場や医療従事者の確保が困難等のやむを得ない場合には、1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことを認める。



接種会場や医療従事者の確保が困難等のやむを得ない場合



取り扱いを明確に区別した上で実施

(例) 月・水・金曜日 ワクチン①接種
火・木曜日 ワクチン②接種

武田／モデルナ社ワクチンの特性について 総括

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

ワクチンの種類

ウイルスベクターワクチン

DNAワクチン

mRNAワクチン

組換えタンパクワクチン

ワクチンの特性

特徴

- 抗原となるタンパク質を作り出すための設計図となるmRNAを直接体内に接種することで、抗原タンパク質を作り出すシンプルな機序です。

留意点

- 製品の取扱い手順書に基づき適切な温度管理・保管・解凍・接種が必要です。
- 有効期間が短い製品（製造日から6ヶ月、医療機関到着時には5~7週間の残存有効期限を想定）です。
- 英語包装/ラベル表示下での取扱いとなります。

ワクチンに関する最新情報の提供方法

(現時点での予定の情報です)

- ✓ 医療従事者向けHP
- ✓ 患者さん向けHP
- ✓ 医療関係者向けコールセンター

ワクチンに関する
情報掲載先
問合せ先

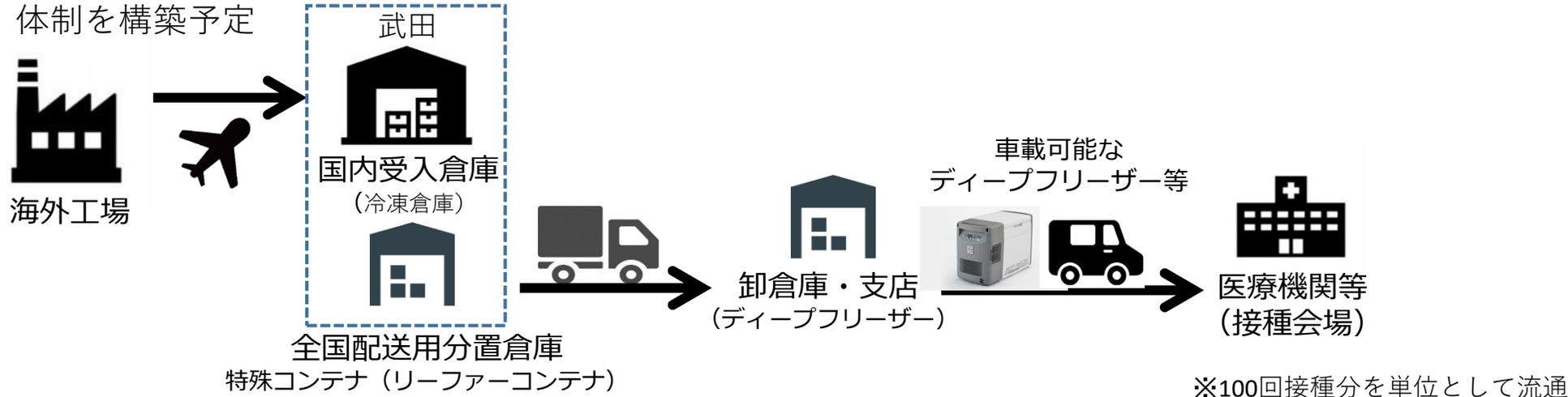
準備ができ次第、情報を更新いたします

ワクチンの取扱いについて

- 本ワクチンは2回接種のワクチン（28日間隔）です。
- バイアル・用量は以下の通りです。
 - ・ マルチドーズバイアル（10回接種分/1バイアル）であり、最小包装単位は10バイアル（100回接種分）です。
 - ・ 接種用量は一回接種当たり0.5mlです。
- 適切な温度管理が必要な製品です。
 - ・ $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ での冷凍保存（有効期間： $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ 保存で製造日から6か月）
 - ・ バイアルに針を刺す前に、冷蔵温度（ $2-8^{\circ}\text{C}$ ）へ移行後、針を刺す前の状態で30日間保存が可能（製品の有効期間内にて）
 - ・ バイアルに針を刺す前に、室温（ $8-25^{\circ}\text{C}$ ）へ移行後、針を刺す前の状態で12時間保存が可能
- 使用前は解凍が必要な製品です。
 - ・ $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の保存状態から $2-8^{\circ}\text{C}$ へ移行し2時間半の解凍、または $15-25^{\circ}\text{C}$ （室温）へ移行し1時間の解凍
 - ・ 解凍後の製品の再凍結は不可
- 希釈の必要はなく、溶解操作は不要です。
- 接種時の注意点
 - ・ 接種直前は室温で15分放置する必要があります。
 - ・ 一度針を刺したバイアルは6時間以内に使用（保存剤未使用）してください。
 - ・ 製品吸引の際は1回接種分ごとに新しい注射針およびシリンジを使用し、吸引後速やかに接種してください。

1. 流通体制

- メーカー側が、国内倉庫から卸業者を経て、医療機関等の接種会場まで低温を維持したまま配送する体制を構築予定



2. 医療機関等での保管・取り扱い

- 医療機関等での保管については、以下の方法で実施予定。資材の確保等を調整中。

■ ディープフリーザー（低温冷凍庫）での保管

- ・ 国内メーカーが夏から増産中。約7,500台を確保予定
- ・ 市町村等にワクチン接種体制確保事業で購入を補助予定
- ・ 人口規模等に応じて市町村に割り当てる予定



+10℃～-40℃
2.5L

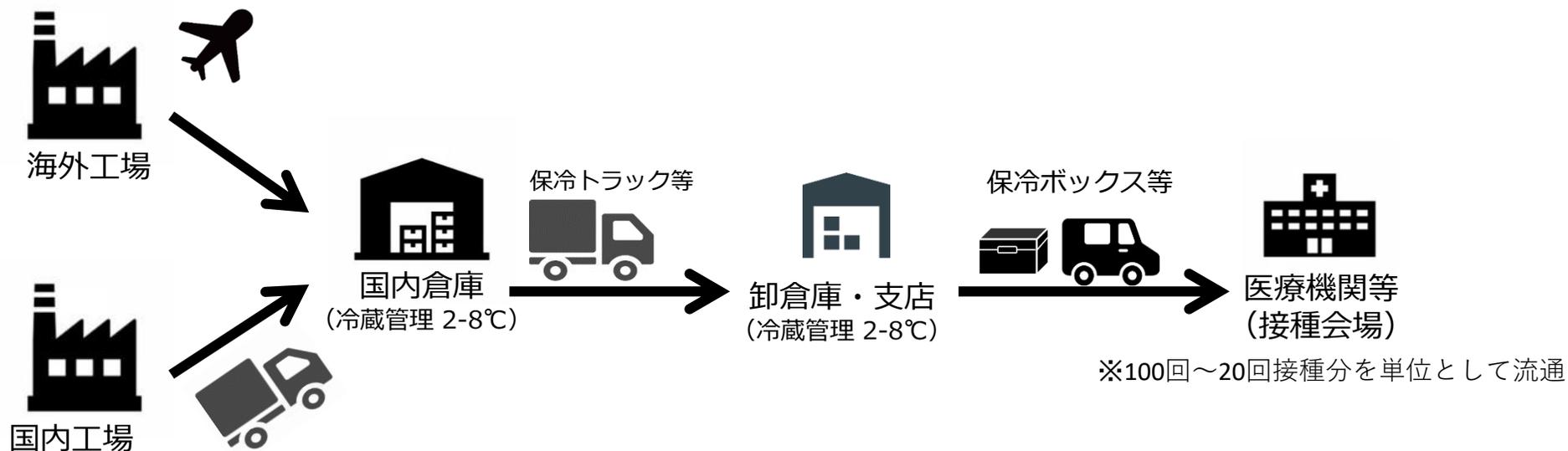


-5℃～-24℃
7.0L

等

1. 流通体制

○特別な対応は不要。（季節性インフルエンザワクチンの取扱いと同様の冷蔵庫保管）



2. 医療機関等での保管・取り扱い

○特別な対応は不要。（季節性インフルエンザワクチンの取扱いと同様の冷蔵庫保管）

(参考) 接種用の針・シリンジの流通・保管について

- 国が各メーカーから接種用の針・シリンジを購入し、各市町村に対して無償で提供。
- メーカーから各医療機関までの針・シリンジ等の実際の物流等は、国から委託を受けた卸業者を通じて実施。

1. 針・シリンジの提供スキーム



2. 流通体制

○ワクチンの配分量に応じて針・シリンジの配送量の調整を行う。(特別な温度管理は不要)



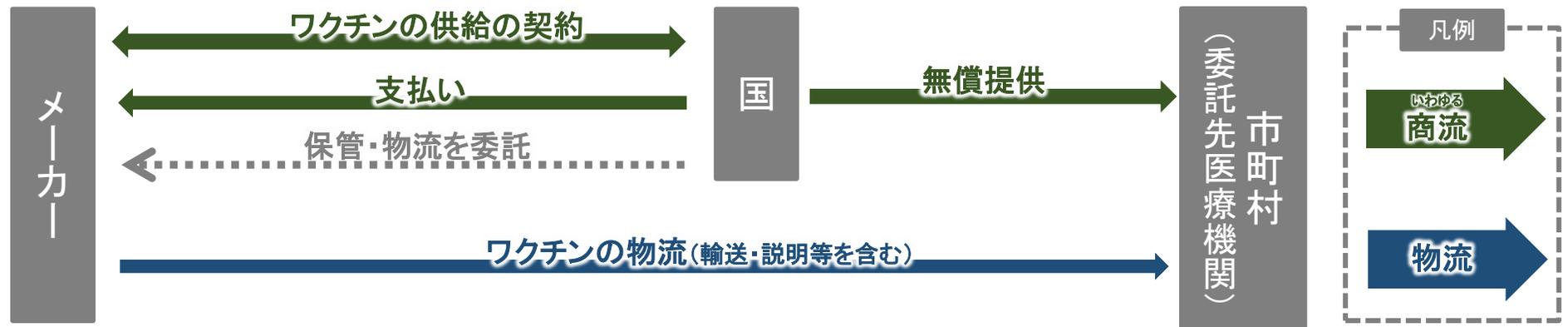
3. 医療機関等での保管・取り扱い

○特別な温度管理は不要

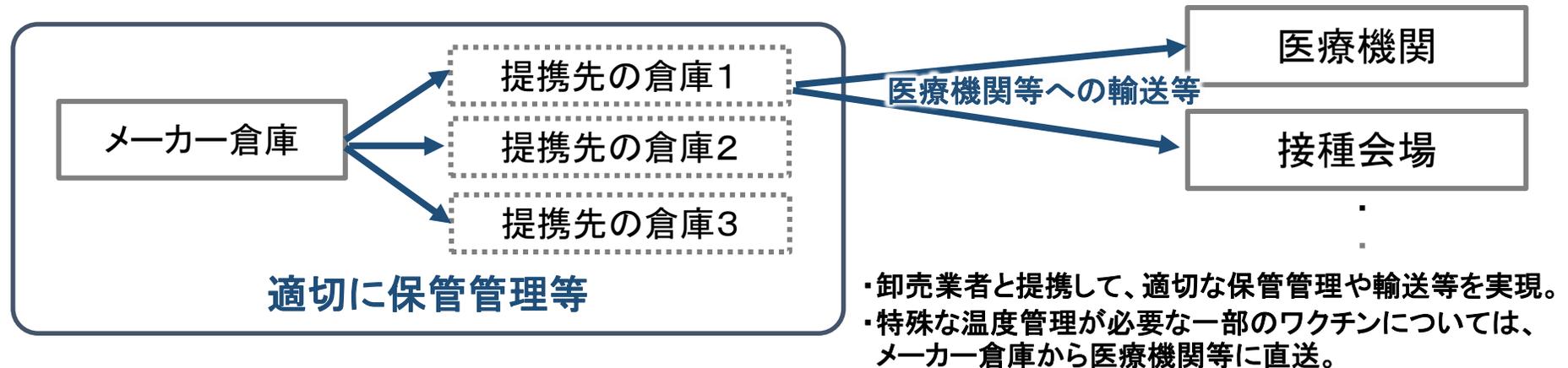
国が確保したワクチンの提供スキーム

- 国が各メーカーとの契約に基づきワクチンの供給を受けた上で、各市町村に対して当該ワクチンを無償で提供。
- 各市町村は、国から提供されたワクチンを用いて、委託先の医療機関を通じて、住民への接種を実施。
- メーカーから各医療機関までのワクチンの実際の物流等は、メーカーから委託を受けた卸業者等を通じて実施。

基本的な考え方



ワクチンの物流の詳細



冷凍庫の割り当ての考え方

- 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に管理できるよう、マイナス75°Cのディープフリーザー約1万台、マイナス20°Cのディープフリーザー約1万台を確保。
- 国が確保した冷凍庫については、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

基本的な考え方

- 国が購入した冷凍庫については、全ての市区町村に対して、可能な限り公平になるように人口規模に応じ、最低1台を割り当てる。
- 冷凍庫は国が購入し、市区町村に配布する。冷凍庫は順次配布される。

各自治体への割り当てのイメージ

※令和2年1月1日住民基本台帳人口を用いて推計

マイナス75°Cのディープフリーザー約1万台

	各時点における総割り当て台数の考え方
2月末 (計約1,500台)	人口3.5万人以上の市町村に1台ずつ配布した上で、人口約50万人に対して1台を配布 ※この他、都道府県に対して、各3台ずつ配布した上で、人口約30万人に対して1台を配布
3月末 (計約3,300台)	全ての市町村に1台ずつ配布した上で、人口約14万人に対して1台を配布
4月末 (計約5,000台)	全ての市町村に1台ずつ配布した上で、人口約5万に対して1台を配布
5月末 (計約7,600台)	全ての市町村に1台ずつ配布した上で、人口約2.5万人に対して1台を配布
6月末 (計約10,000台)	全ての市町村に1台ずつ配布した上で、人口約2万人に対して1台を配布

接種順位関係

- 基礎疾患を有することは被接種者が予診票に記入することで申し出ることを想定していることから、基礎疾患を有する者の範囲は、医療従事者でない方にとっても分かりやすいものである必要がある。
- これまでの議論や学会からの意見を踏まえ、現時点における基礎疾患を有する者の範囲は以下の通りとしてはどうか。

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

* BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

(参考)対象者の規模の推計

入院:数十万人(平成29年患者調査)
 外来:540万人(令和元年国民生活基礎調査)
 肥満(BMI30以上):260万人(内閣府)
 ⇒ 合計約820万人

* 年齢は20-64歳とした。

参考(基礎疾患の範囲を限定せず、単に慢性の病気や疾患とした場合)

- 慢性の病気や状態で通院／入院している方(※)
- 中等度以上(BMI 30以上)の肥満のある方

※ 関節症、骨粗鬆症、前立腺肥大症、眼科・耳鼻科の疾患などが含まれてくる。

(参考)対象者の規模の推計

入院:数十万人(平成29年患者調査)
 外来:1290万人(令和元年国民生活基礎調査)
 肥満(BMI30以上):260万人
 ⇒ 合計約1600万人

* 年齢は20-64歳とした。

検討事項

- 新型コロナワクチンの接種に当たって、接種順位の上位に位置づけられる基礎疾患を有する者であることを示す書面(証明書)については、少なくとも現時点では求めないこととしてはどうか。

理由

- 国民全員分のワクチンを確保し、順次接種できるようにしていくことを想定していることから、現時点では、接種順位の上位で接種を受ける者を厳格に定義し、正確に特定する必要性が高いとは考えられない。
 - 基礎疾患を有する者は、かかりつけ医と十分に相談すること等により、ワクチン接種のリスクとベネフィットについて、ご本人が判断できると考えられる。
 - 証明書の発行、証明書を受け取るための新たな受診など、医療現場や接種希望者に負担が生じる。
- 接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者であることは、予診票に設けた質問事項で確認することとしてはどうか。
 - 基礎疾患を有する者で接種を希望する者に対しては、かかりつけ医等と十分に相談した上で接種を受けるかどうかを判断するよう呼びかけることとしてはどうか。